



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『名公書判清明集』卷六 戸婚門 訳注稿（その一）
Author(s)	高橋, 芳郎
Citation	北海道大學文學部紀要, 48(2), 1-78
Issue Date	1999-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33753
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(2)_PR1-78.pdf



『名公書判清明集』卷六 戸婚門 訳注稿（その一）

高 橋 芳 郎

はしがき

ここに訳出するのは、南宋代の判決集『名公書判清明集』の卷六、戸婚門の前半部である。以後継続して卷七、戸婚門へと訳出してゆく予定である。

『名公書判清明集』（以下『清明集』と呼ぶ）には、わが国静嘉堂文庫所蔵の宋刊本不分巻と上海圖書館所蔵の明刊本十四卷がある。北京圖書館所蔵の十卷本は上海圖書館所蔵本と同じ明刊本で卷十一以下を欠く残本である。宋刊本はほぼ明刊本の卷四、五、八、九に相当する。中国社会科学院歴史研究所宋遼金元史研究室が点校を施し、一九八七年に中華書局から出版された排印本全二冊は、宋刊本と重なる部分は宋刊本により、その他の部分は明刊本によったものである。中華書局本は現在広く流布し、今後長く使用されるであろうと考えられることから、本訳注の底本に

は中華書局本を用いることとした。

国内では既に『清明集』の訳注作業が行われている。梅原郁氏による『名公書判清明集』（同朋舎、一九八六年）は宋刊本の全訳であり、清明集研究会による『名公書判清明集（懲惡門）訳注稿（一―五）』（同研究会刊、一九九一年―一九九五年）は中華書局本の卷十二、十三、十四の懲惡門の訳注である。こうした先行研究の成果は、言うまでもなく今回の訳出に大いに役だった。先学に感謝する次第である。

筆者はかつて北海道大学に助手として勤務した時に宋刊本『清明集』の輪読会に参加する機会を持ったことがあるが、今年一九九九年度の大学院の演習に明刊本『清明集』卷六を用いていることから、この際に、多くの人々の批判と教示を得ることを目的に訳注を公表し、より正確な史料解説を期したいと考えた。演習参加者は、矢沢一伸、内田昌功、藤井秀樹、宮崎聖明、能野岳、松本武晃の各氏で、いずれも北海道大学文学研究科の大学院生である。院生諸氏には貴重な指摘や教示を毎回頂戴しているが、解釈が分かれる点の選択や訳文の表現、注釈の付け方などは最終的に筆者の考えに基づいており、本訳注のすべての責任は筆者にあることをはじめに明言しておきたい。

明刊本『清明集』の卷六、卷七の戸婚門は既述のように宋刊本（すべてが戸婚門）とは重ならない部分である。戸婚門とは、婚姻、家族関係、不動産取引、賃貸借、債権債務など、多くは今日われわれの言う民事に相当する分野を指す。今回その前半部を訳出する卷六、戸婚門には、「贖屋」「抵当」「争田業」「争屋業」「賃屋」「争山」「争界至」という標題の下に計二十六条の書判が収録されており、いずれも土地家屋等不動産の取引や家屋の賃貸、境界争いといった内容を持つ。そこで、訳注に入る前に、南宋代の不動産取引について必要な説明を加えておきたい。

當時、人々は恒久的な利益をあげうる資産を総じて「業」と呼び、それを自己の支配管理下におくことを「管業」「為業」と言い、その経営面に即して「管佃」とも言った。業の中心をなすのは土地や家屋などの不動産である。

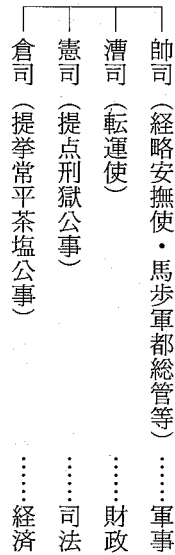
不動産の取引には合法的な行為として「典」と「売」（買）とがあった。「典」あるいは「典当」とは、一定の期間を付して業を相手に引き渡し、代価を取得する行為であり、逆に業を引き取り代価を支払う行為を指すこともある。これを区別するために典に出す行為を「出典」「典与」などと言い、典に取る行為を「典得」「承典」と言った。典に出した側を「業主」と言い、典に取った側を「典主」「錢主」と言う。取り決めた一定期間を「典限」と言い、典限内は業主は請け出しをなしえず、典主の自由な使用に任せる。この使用による収益が典主が支払った代価の利息に相当する。典限が満つれば、業主に請け出す権利が発生するが、請け出しは義務ではなく、典主も請け出しを強要することとはできず、業主は随時に請け出せばよかった。請け出すときは原価で、しかも代価が銅銭で支払われていれば銅銭で、会子なら会子でなされるのが原則であった。この請け出しを「回贖」「贖回」「倍贖」「取贖」ないしは単に「贖」と言い、典主が業主の回贖に応じることを「退贖」と言う。典主が金銭を必要とするも業主が回贖に応じない場合、典主は不動産を第三者に典して代価を回収することが可能であった。これを「転典」と言う。こうして典が繰り返されたとしても、最初の業主は原則としていわば永遠に業を回贖する権利を有していた。

これに対して「売」とは、代価と引き替えに請け出し等の条件を付さずに業を買ひ主に引き渡す行為である。単に「売」と言い、また「売与」「断売」、後代には「杜売」「絶売」などと言う。なお、はじめに典して後に売につくことを「改典就売」「先典後売」などと言い、その際の売を「断骨」「断根」「倒祖」などと言った。代価は売価に比べ低いのが普通であるから、「改典就売」の際には売価と代価の差額相当分が典主から業主に支払われる。

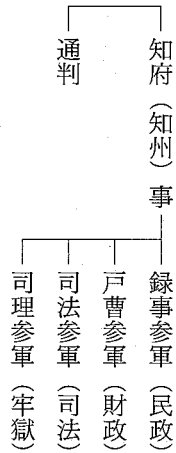
さて、上記のような典及び売という取引は、宋代の諸史料には「典売」と熟して表現されることが多く、本『清明集』中にもこの言葉が多く現れる。しかし「典売」とは「典または売」の意味であつて、「典売」というひとまとまりの行為があつたわけではない。典または売というふたつの行為が何故典売と熟すのかと言へば、官の側が求める手続きおよび官の側にとつての効果が同一だったからであらうと思われる。典ないし売が行われる際には、双方が立会人同席の下に典ないし売の契約書を作成し、典の場合は合同契を作成して双方が一枚ずつ持ち、売の場合は売り手が買手に契約書を引き渡す。この契約書を持つていることが権利の証となる。但し典の場合に必ずしも合同契が作成されたとは言えず、売と同様一枚だけが作成され業主から典主に渡される場合が少なくなかつた。これらの契約書は官に届けて取引税たる「契税」を支払い官印を押してもらう。この手続きを「税契」「印税」と言う。同時に官の管理する課税台帳と資産簿に納税者名義の変更と資産の移動とを書き記す必要があつた。この官における手続きは典であれ売であれ全く同一であつた。それゆゑ典売と熟すと筆者は考える。官印は朱肉を用いて押されることから、官印のある契約書を「赤契」「印契」と言い、後代には「紅契」とも言つた。官印のない契約書は「白契」「白約」と言う。なお、上述のように業を典ないし売するときには新たに契約書が立てられるが、以前に典ないし売によつて業を取得した際の古い契約書もまた新たなに引き取り主に引き渡される。この以前の契約書は「上手」「上手契」と呼ばれる。このように業の移動は同時に新旧の契約書の移動でもあつたことから、業の取引を「赤契を売与する」とか、「もと買つた赤契」などと、契約書の取引でもつて表現することが少なくない。もとよりこれは契約書の売買などではなく、契約書記載の業の取引であることに注意しておかねばならない。

次ぎに、戸婚門に収録される民事的案件に関わる裁判の機構と手続きについて簡単に述べておく。先ず基本的な地方行政制度として、路―府・州―県の序列があり、各々の官制は次のようであったが、時期によつて名称や機構の改廃がある。

《路》



《府・州》



《県》

知県事（県令）——県丞——主簿——県尉

宋代には行政と司法が分離していなかったと同時に、刑事と民事の区別も存在しなかった。ただ県が判決を下しうる杖罪以下の案件には民事に関わる案件が多く、これらは宋代に「婚田債負」、明清代に「戸婚田土の案」と呼ばれて、当時の人々によっても刑事案件とは異なるものと意識されていた。そして『清明集』の戸婚門に収録する書判の多くは「婚田債負」すなわち民事的案件であると言つてよい。但しあくまでも「民事的」案件なのであつて、今日の民事に相当する案件でも、当時は民事と刑事の区別が存在しなかったことから刑事罰が科されることもあつた。そうした例をわれわれは後に見ることになるであろう。なお、徒罪以上の刑事的案件的については、県では判決原案Ⅱ「擬」を書いて容疑者を府・州に送り、府・州では死罪までを判決することができると定められていた。（宋代には唐律の五刑すなわち笞罪、杖罪、徒罪、流罪、死罪を基本的に承継しながらも、刑罰にはその種類と執行形態において大きな変化が生じていた。そのことはここでは省略する。）

行政と司法が未分離であつたことの結果として、行政府の長官である知県、知州、知府は裁判官として裁判を行い判決を言い渡していた。すなわち、県や府・州では長官のみが判決を出す権限があつたのである。しかし、時に長官は属僚や担当部局に判決原案を起草させ、そうした原案Ⅱ「擬」も本書の中に少なからず収録されている。府・州の上級には監察機関としての路が置かれていたが、路もまた行政を担当し裁判を行つていた。路には全体を統括する長官が置かれず、転運使や提点刑獄公事また提举常平茶塩公事といった各部局の長官が判決を下した。

さて、人戸の訴状は最初は県に提出される。訴状が受理されると、期日を定めて関係者を呼びだし審理が行われるが、審理が長引けば通常その間関係者は拘束される。審理が終わって判決が言い渡され、双方が承伏すれば一件落着であるが、双方あるいは一方が納得しない場合、新たな訴状が提出され再度同一の県で審理が行われる。あるいは県での審理・判決に不服の者が上級の府・州に訴えることも許されており、府・州の審理・判決に不服があればさらに上級の路に訴えることもあった。このように、宋代には判決が一旦出されれば確定し、同一の機関では再審を行わないという制度は存在しなかった。したがって、繰り返し訴状が出され、何度も判決が下されるといった事態はごく普通に見られたことであり、県で審理中の案件が、判決を待たずに当事者によって府・州に持ち込まれるということもまた見られた。では裁判はどのようにして終息するかという疑問が出て来るであろう。相争う双方が判決に従い、あるいは周囲の者の和解勧告に従い、あるいは訴えを取り下げて、これ以上争わなくなつた時点がすなわち裁判の終息である。各級行政府の長官は当事者をいかにして説得するか、いかにして判決に服従させるかに努力を傾けた。また、以下の訳注からも窺い知られるように、当時の民事的裁判は、必ずしも法律に準拠して判決が下されるというものではなかった。南宋代には明清代に比べて民事法が多く作られているとはいえ、法によって処理できる範囲はかなり限定されており、さらに上述のように当事者双方の納得が最終的な裁判の終息であつたという事情から、裁判では法と同時に人情と道理で説伏するという手法が主に用いられている。法を引き、道理を説き、人情に訴えて相争う双方を説伏するにはかなりの経験と技量とを必要としたであろう。そのためのハンドブックが名公の書判を集めた本書の戸婚門だったのである。しかし本書に収める書判が出された後に、当事者が納得してこれ以上争わなかつたという保証はない。

凡例

- 一、訳注の底本には、中国社会科学院歴史研究所宋遼金元史研究室が点校を施した中華書局本（一九八七年）を用い、中華書局本に附された校勘の注記もそのまま掲載しておく。校勘の注記に「上図校勘本」と言うのは、上海図書館所蔵の明刊本『名公書判清明集』に誰かの手によって朱墨で書き加えられた校勘の記述を指している。適切な呼称とは思われないが、本稿も混乱を避けるため当面この呼称を踏襲する。なお句読は筆者の考えで改めた箇所がある。
- 二、中華書局本と上海図書館所蔵明刊本の写真版との字句の異同、及び中華書局本の句読に対するやや大きな疑義・変更は訳文の後の「校勘」の項に記す。なお、本稿において「写真版」と言うのは右に述べた明刊本の写真版であり、「原文」と言うのは本稿に掲げた史料の原文という意味である。
- 三、各書判には巻ごとに便宜的に通し番号を振っておく。
- 四、訴状や契約書及び供述などの引用部分はすべて直接話法にして括弧（「」）で示した。

贖屋

(一) 已賣而不離業

吳恕齋

阿章紹定年內、將住房兩間併地基作三契、賣與徐麟、計錢一百五貫。當是時、阿章、寡婦也、徐鼎孫、卑幼也、律之條令、阿章固不當賣、徐麟亦不當買。但阿章一貧徹骨、他無產業、夫男俱亡、兩孫年幼、有可鬻以糊其口者、急于求售、要亦出于大不得已也。越兩年、徐十二援親鄰條法、倍贖爲業、亦既九年、阿章並無一詞。今年正月、忽同鼎孫陳詞、當來只典與徐麟、不曾斷賣、仍欲取贖。本縣已令徐十二交錢還業。今徐十二又有詞于府、稱是徐麟見其修整圓備、挾曩年倍贖之恨、扶合阿章·鼎孫、妄以斷賣爲典、且繳到贖回徐麟原買赤契三道。切詳此訟、阿章既有賣與徐麟赤契、分應該載出賣二字、謂之不曾賣、不可也。經隔十有餘年、若以寡婦·卑幼論之、出違條限、亦在不應受之域。向使外姓展轉得之、在阿章已斷無可贖之理。但參酌人情、阿章與徐十二爲從嫂叔、其可贖不可贖、尚有二說。據阿章供稱、見與其孫居于此屋、初不曾離業。倘果如此、則徐十二合念其嫂當來不得已而出賣之意、復幸其孫克自植立、可復舊物、以爲蓋頭之地。楚人亡弓、楚人得之。阿忍迫之出外、而使一老二孤無所歸乎。此阿章所以爲尚可贖也。但又據徐十二供、阿章離業已久、只因徐麟挾讎、教唆興詞。若果如是、則又難墮小人姦計、以滋無根之訟。大率官司予決、只有一可一否、不應兩開其說。

但本府未審阿章果曾離業與否、難以遽爲一定之論。今兩詞並不到府、暑天又不欲牽連追對、宗族有爭、所合審處。欲牒昌化佐官、更與從公契勘、限五日結絶、申。

贖屋

(一) 「已売而不離業（家屋・宅地を売ったが明け渡しはしていない）」

吳恕齋^①

阿章は紹定年間（一二二八—一二三三）に住居二部屋とその宅地を三枚の契約書を立てて徐麟に売り、価格は一百五貫であつた。当時阿章は寡婦であり、徐鼎孫は未成年であつて、法律に照らせば、阿章はもとより売るべきではなく、徐麟もまた買うべきではなかつた。ただ阿章は赤貧洗うがごとくで、他に財産とてなく、夫と息子はともに亡く、二人の孫は幼く、口に糊するために売れるものがあれば急ぎ売ろうとしたのは、必ずや大いにやむを得ざるものがあつたのであろう。二年以上を経て、徐十二は親隣の法^②を援用し、（住居及び宅地を）回贖して彼の業としたが、それからまた九年の間、阿章は一度として訴えることがなかつた。今年正月、阿章はにわかには鼎孫と共に訴えを起こし、「當時は徐麟に典与しただけで、断売したことはありません」と言い、回贖しようとした。そこで（昌化）県では徐十二に錢を受け取つて業を返させたのである。今徐十二はさらに府に訴え、「こんな事態になつたのは、徐麟が、住居が改修されて立派になつたのを見、往年私に回贖されたことを恨みに思い、阿章・鼎孫とぐるになつて、断売ではなく典だつたと嘘をついているからです」と称し、かつ徐十二が回贖したところの徐麟が最初に買った際の赤契三枚を府に提出

してきた。

この訴訟をよくよく調べてみると、阿章には既に徐麟に売った赤契があり、そこには「出売」という二文字がはっきりと書かれていて、これを「売ったことはありません」と言うことはできない。十余年を経て、もし寡婦と未成年だった（から売買は違法である）ことを以てこの問題を論ずるにしても、法の定める出訴期間を過ぎていて、（官では訴えを）受理してはならない時期となっている。もしこれまでに親属ではない者が次々とこの物件を売り買いついて、たとすれば、阿章の側に回贖できる道理は全くないのである。但し人情を参酌すれば、阿章と徐十二は兄嫁と義弟の關係にあり、回贖できるかできないかには、なお二通りの考え方があつた。

阿章の供述によれば、「現在も私の孫とこの家屋に住んでおり、この住居を明け渡したことは全くありません」という。もしそうであれば、徐十二は兄嫁が当時やむを得ず出売したという気持ちを感じ、またその孫が一人立ちできるように願つて、元通りに返して生活の基盤としてやるべきである。「楚の人が弓を亡くすも、楚の人がこれを手に入れる（のであれば構わない）」^⑤という故事もある。彼らを逐いだして、老人と二人の孤兒が帰るところもないというのは忍び難いことでないか。これが阿章が今でも回贖できるといふ理由である。

但しまた徐十二の供述では、「阿章が住居を明け渡してから長年経っており、徐麟が恨みから彼らを唆して訴えを起こしたに過ぎません」という。もしそうであれば、小人の計略にはまり、事実無根の訴えを大きな争いにするわけにはゆかない。

およそ官司の判決というものは、ただ可か否があるだけで、両論併記はあり得ない。ただ本府では阿章がかつて住居を明け渡したのか否か未だ調べておらず、にわかに一定の結論を出し難い。今双方の訴え人は府に出頭しておらず、

暑い盛りにわざわざ連行して供述を取ることはさせたくないが、一族内に争いがあれば審理し処置しなければならぬ。昌化県の佐官に牒文^⑦を送り、更めて公平に取り調べを行い、五日以内に決着をつけて、報告させよ。

【校勘】

①原文三行目「急于求售」以下、中華書局本は明刊本写真版の「于」字をほぼすべて「於」字に変えているが、本稿原文は写真版に従う。

②原文四行目及び六行目等の「恪贖」を、中華書局本は「吝贖」に作るが、写真版に従う。

【注釈】

①呉恕齋、名は革、恕齋はその号である。本条は昌化県を管轄下に持つ臨安府で出された書判であるが、『咸淳臨安志』卷四九、秩官七、古今郡守表によれば、呉革が知臨安府であったのは、景定四年(一二六三)四月から翌年七月の間で、本条の時期とは合致しない。『嘉靖浙江通志』卷三二、官師志五の一二の呉革の項には、淳祐中(一二四一—一二五二)に錢塘県令となり、次いで通判臨安府に移ったと記す。よって本条は淳祐年間に呉革が臨安府の通判であった時期のものと考えられる。また卷六に収める呉革の書判は、年代不明のものもあるが、ほぼこの時期のものと考えて誤りないように思われる。本条は形式的には「擬」だが、臨安府は首都で人口が多く、実際には知府に代わって通判が判決を出すことが行われていたのであろう。なお『咸淳臨安志』卷五〇、倅貳によれば、臨安府には北庁と南庁に通判各一員が置かれ、呉革は北庁の通判であった。

②『清明集』卷五、戸婚門、争業下「繼母將養老田遺囑与親生女」に「在法、寡婦無子孫、年十六以下、並不許典売田

宅」とあり、寡婦に子孫がない時、ないしは子孫が十六歳以下の場合には、田宅の典売が許されない。詳しくは滋賀秀三『中国家族法の研究』（創文社、一九六七年）四一五頁以下参照。なお宋代における成年とは、婚姻や土地取引などの民事上及び刑事上においては、十五歳ないしは十六歳以上であった。滋賀氏前掲書三八六頁以下、仁井田陞『支那身分法史』（座右宝刊行会、一九四二年）五四八頁以下、高橋芳郎「親を亡くした女たち―南宋期のいわゆる女子財産権について―」（『東北大学東洋史論集』六輯、一九九五年）の注（一九）参照。

③典売する者の有服親であり、かつ典売される土地と隣接した土地を持つ者には、優先取得権すなわち先買権があった。これが「親隣の法」と呼ばれる。詳しくは仁井田陞「清明集戸婚姻の研究」（一九三三年原載、『中国法制史―法と慣習・法と道徳』東京大学出版会、一九八〇年補訂版所収）三八七頁以下参照。

④注釈③前掲の仁井田論文によれば、通常の不動産取引に関する出訴期間は二十年であったが、本条及び次の条によればいずれも十年が限度となつていると考えられ、この時期（淳祐の前半期）に出訴期間を十年に短縮する新たな立法がなされた可能性がある。同じ呉恕齋が景定四年に知臨安府であつた時の判決では（巻九「過二十年業主死者不得受理」）二十年となつており、淳祐の後再び旧に復したようである。

⑤春秋時代の楚の共王が狩で宝弓を亡くし、左右の者がこれを探すよう求めた際に、王が「止。楚人遺弓、楚人得之、又何求焉」と述べたという故事。漢の劉向『説苑』巻一四「至公」、『孔子家語』巻二「好生第十」などに見える。

⑥原文「欲」の字は、判決の最後の部分に記される時には、多くの用例から見て、「欲す（～したい）」という意欲や願望を表すのではなく、この「欲」以下に記される措置に関する命令や指示を言い渡す機能を果たす。すなわち「欲」以下は一転して命令文となる。上下の権力関係がある場合に上級の意欲・願望が下級にとっては命令になるといふ

普遍的な原理が宋代にも存在したという証でもある。それゆえ、ここでは原文「不欲」を「したくない」ではなく「させたくない」と訳出した。

⑦「佐官」とは、県では県丞、主簿、県尉を指す。

⑧「牒」とは、本来統轄関係にない官庁間の平行文書すなわち「牒文」を送る意味であるが、ここでは単に文書を送る意味に用いられている。

（二）執同分贖屋地

吳恕齋

理訴交易、自有條限。毛汝良典賣屋宇田地與陳自牧・陳潛、皆不止十年、毛永成執衆存白約、乃欲悞贖于十年之後。本縣援引條限、坐永成以虛妄之罪、在永成亦可以退聽。今復經府、理贖不已。若果生事健訟之徒、所合科斷。詳閱案卷、考究其事、則于法意人情、尚有當參酌者。大率小人瞞昧同分、私受自交易、多是歷年不使知之、所以陳訴者或在條限之外。此姑不論也。永成白約、固不可憑、使果是汝良分到自己之產、則必自有官印干照可憑、今不賣出、何以證永成白約之僞乎。此又不論也。但據永成訴、汝良所賣與陳自牧屋一間、係與其所居一間連桁共柱、若被自牧毀拆、則所居之屋不能自立、無以庇風雨。此人情也。亦據永成訴、汝

良將大堰桑地一段・黃土坑山一片、又童公溝水田一畝・梅家園桑地一段、典賣與陳潛、內大堰桑地有墳一所。他地他田、不許其贖可也、有祖墳之地、其不肖者賣之、稍有人心者贖而歸之、此意亦美。其可使之不贖乎。此人情也。使汝良當來已曾儘問、永成已曾批退、則屋雖共柱、地雖有墳、在永成今日亦難言矣。今汝良供吐、既稱當來交易、永成委不會着押批退、則共柱之屋、與其使外人毀拆、有墳之地、與其使他人作踐、豈若仍歸之有分兄弟乎。今官司從公區處、欲牒喚上毛汝良・陳自牧・陳潛、將屋二間及大堰有祖墳桑地一畝、照原價仍兄還毛永成爲業、其餘黃土坑山・童公溝田・梅家園桑地、並聽陳潛等照契管業、庶幾法意人情、兩不相礙。陳自牧・陳潛既爲士人、亦須諳曉道理、若能捨此些小屋地、非特義舉、亦免爭訴追呼之擾、所失少而所得多矣。

(二)「執同分贖屋地（持ち分權を根拠に屋地を回贖する）」

吳恕齋

（不動産）取引について争い訴えるには、自ずと法の定める出訴期間がある。毛汝良が家屋・田地を陳自牧・陳潛に典賣したのは、いずれも十年以上前のことであるが、毛永成は家産分割前の財産であることを取り決めた白約を手、十年以上経ってから回贖しようとしている。管轄の県では法の定める出訴期間（の規定）を引用して（訴えは無効とし）、永成を虚妄の罪に当たるとしたが、永成はそこで引き下がるべきであった。しかし今また府に訴え、回贖を

主張して已まない。もし彼がめ事を起こす訴訟ゴロであれば、当然処罰しなければならない。

一件書類を詳しく閲覧し、この件を考究してみると、法意と人情においてなお参酌すべき点がある。およそ小人が家産分割前の財産を誤魔化すときは、勝手に自分で取引をし、多くは長年それを秘密にし、それゆえ（取引の不当を）訴える者がいても法定の出訴期間外になってしまうことがある。しかしこの点はしばらく問わないことにする。永成の白約はもとより信憑できないが、もし果たして問題の家屋・田地が汝良が相続した彼自身の財産であれば、必ずや抛り所とすべき官印付きの証文があるはずで、いまそれを提出せずに、いかにして永成の白約が偽物だと証明できようか。しかしこの点もまた問わないことにする。

但し永成の訴えでは、「汝良が陳自牧に売った家屋一部屋は私が住んでいる一部屋と（棟続きで）梁と柱を共通にしており、もし自牧が家屋を取り壊せば私の住んでいる家屋は倒れてしまい、風雨をしのぐことはできません」という。これは人情としてもつともなことである。また永成の訴えでは、「汝良は大堰の桑地一段、黄土坑の山一片、さらに童公溝の水田一畝、梅家園の桑地一段を陳潜に典売しましたが、その内大堰の桑地には祖墳一ヶ所があります」という。ほかの地や田は回贖を許さずともよいとしても、祖墳がある地については、不肖の者（汝良）がこれ売り、やや心ある者（永成）が回贖して取り戻そうというのであり、こうした気持ちは立派なことである。ならば永成に祖墳のある地を回贖させないでよからうか。これもまた人情というものである。

もし汝良が当時既に（取引の是非を）永成に問い尽くし、（その結果）永成が既に契約書に権利放棄を書き込んだのであれば、家屋が柱を共通にしていようと、土地に祖墳があるうと、永成は今となつては何も言えない。今汝良が供述して、「当時取引の際に、永成は確かに契約書に署名をしたり権利放棄を書き込んだりはしませんでした」と言つて

いる以上、柱を共通にしている部屋が身内以外の者に壊され、祖墳のある地が他人に踏みにじられるよりは、やはりこれを持ち分権のある兄弟のものにする方がよいというものではないか。

いま官司は公平に措置し、牒文を（県に）送って毛汝良、陳自牧、陳潜を召喚し、家屋二部屋及び大堰の祖墳のある桑地一畝を原価で銭と引き替えに毛永成に渡して彼の業とさせ、その他の黄土坑の山、童公溝の田、梅家園の桑地はすべて陳潜等が契約通りに管業することを許す。こうすれば法意と人情双方を満足させられよう。陳自牧、陳潜は士人であるからには道理をわきまえるべきで、この些少の屋・地を放棄することができれば、ただに義挙であるばかりでなく、訴訟沙汰を起こし召喚されるという煩いも受けずにすみ、失うところは少なく得るところは多いのである。

【注釈】

①原文「同分」とは、「有分」とも言い、分割前の家産に対して承継（Ⅱ相統）する権利を持っていることを言う。家産は法律的には父親のものであるが、将来は「兄弟均分相統」すなわち息子達に均等に分割して相統される。父死亡後、家産分割以前は息子達は家産に対して共通に各々持ち分権を持っていることになる。

②（一）の注釈④参照。

③原文「虚妄之罪」とは、誣告罪を指す。『宋刑統』卷二三、鬪訟律、告反逆に「諸誣告人者、各反坐」とあり、議に「凡人有嫌、遂相誣告者、准誣罪輕重、反坐告人」とある。誣告を行った者には、告発が事実であった場合に被告発者が受けるべき刑罰が科される、というのがその内容である。

④「畝」とは面積の単位で、宋代の一畝は現在の約五、七アールに相当する。五尺（宋の一尺は約三十センチメートル）

四方を一步と言ひ、二百四十歩を一畝、百畝を一頃と言う。後に出てくる「角」とは一畝の四分の一、すなわち六十歩を表す。なお前後に見える「一片」とは些少の面積を言い表したものの、「一段」とは「一区画」「一仕切り」という意味で、面積を表す単位ではない。

⑤儒教の古典に対する教養を有する知識人を「士人」と言う。主に生員、監生、挙人といった学校に籍を置く者や科挙の地方試験合格者であるが、在野の知識人を排除するものではない。南宋以降には官僚の身分を持たないこれら知識階層を「士人」と呼び、官僚身分を持つ者を「士大夫」と呼んで区別することが多い。なお高橋芳郎「宋代の士人身分について」(『史林』六九卷三号、一九八六年)参照。

抵當

(三) 抵當不交業

吳恕齋

在法、諸典賣田宅、並須離業。又諸典賣田宅、投印收稅者、即當官推割、開收稅租。必依此法、而後爲典賣之正。徐子政嘉定八年用會二百八十千、典楊衍田七畝有奇、契字雖已投印、然自嘉定至淳祐二十有六年、徐即不曾收稅供輸、楊即不曾離業退佃、自承典日爲始、虛立租約、但每年斷還會三十千。以此觀之、楊衍當來不過將此田抵當在子政處、子政不過每歲利于

增息而已。楊衍死于寶慶元年、寶慶以前、楊衍歲以租錢還之、徐未嘗有詞、寶慶以後、楊衍之子王廷亦歲以租錢還之、間有少欠、徐亦未嘗有詞。至淳祐元年、徐始有詞于縣、理索王廷等每年租穀一千斤、自寶慶以後、總欠十八年、計一萬八千斤、除入錢二百一十貫外、盡索未足穀數。夫子政理索未足租錢可也、一旦變錢爲穀、近年薦饑、穀價騰踊、若以穀直計之、不知其幾錢矣。何其不仁之甚邪。使當來果是正典、果是取穀、則後來穀價百倍于前、王廷等亦當還穀、而不當還錢。今既不曾受稅、不曾管業、所以不曾收穀、其爲抵當、而非正典明矣。兼二十六年內、楊衍既還錢于未死之日、王廷等亦還錢于其父既死之後、初未嘗一日還穀、何爲獨無一詞。切觀子政溪壑之欲、必以近年會價賤、穀價貴、故欲捨賤取貴。又否、則以王廷等嘗經官取贖、姑欲張大其欠數、以抑遏之。殊不思有典必有贖。況初不曾過稅離業、所典非正典、始不過以二百八十貫抵當。積累二十六年、取息亦不爲少、嗜利何時而已。本縣取後所斷、勒令王廷·王烈徐已還租錢外、再以新會六十千還之、仍照近元年除約束、備三分新舊會二百八十貫、贖回其父典契、已爲允當。但起初不合以其抵當爲正典、前後累判、並不曾剖析子政不過稅、不過業、其爲抵當、本非正條、無以杜絕其希覬之心。故子政尚敢固執己私、紊煩官府。欲帖縣、照已斷示徐子政知委、再敢妄狀、從條施行。

抵當

（三）「抵当不交業（抵当に入れて物件は引き渡さない）」

吳恕齋

法には、「諸て田宅を典・売した時には、必ず業を相手方に引き渡さねばならない」とある。また、「諸て田宅を典・売し、契約書に官印を受け契税を納めた者は、直ちに官庁で（官の帳簿に）田宅の移動を記し、租税（負担者）を書き換えよ」とある。必ずこの法の定めを踏んで、しかる後に典・売が正式に行われたことになるのである。

徐子政は嘉定八年（一二一五）に会子二百八十貫で楊衍の田七畝余りを承典し、契約書は官印を受けたが、しかし嘉定から淳祐までの二十六年間、徐はこれまで納税を引き受けて納付することなく、楊はこれまで土地を引き渡して耕作を止めることなく、承典した日を開始日として偽の小作契約を立て、（楊は徐に）毎年会子三十貫を支払う取り決めをした。これから判断するに、楊衍は当時この田を子政に抵当に入れたに過ぎず、子政は毎年利息によって利益を得ていたに過ぎない。楊衍は宝慶元年（一二二五）に死んだが、宝慶以前には楊衍が毎年租銭^②を徐に支払い、徐はかつて官に訴えたことはなかったし、宝慶以後は楊衍の子王廷が毎年租銭を徐に支払い、まま未払いはあったが、徐はそれでも官に訴えることはなかった。

淳祐元年（一二四一）に至り、徐は初めて県に訴状を出し、王廷等の一年当たりの租穀一千斤、宝慶より以後十八年間の未払い分として、合計一万八千斤の取り立てを主張し、既に領収済みの二百一十貫の銭は別として、未払いの穀物の数量をすべて取り立てようとした。子政が未払いの租銭を取り立てよう主張するのはよいとして、一旦銭を穀物に替えるとすれば、近年しきりに飢饉があり穀物価格が急騰しているのだから、もしも穀物価格で未払い分を計算すれば、一体どれほどの額になるのか計り知れない。なんと甚だしい不仁者ではないか。もしも当時の取引が

確かに正式の典であり、確かに穀物で代価を受け取ったのであれば、後に穀物価格が以前の百倍になったとしても、王廷等は（回贖する際に）穀物を支払うべきであつて錢を支払うべきではない。今、（徐は）かつて税を負担しておらず、かつて管業しておらず、それゆえかつて穀物を受け取ったことがないからには、この取引が抵当であつて正式の典でないことは明らかである。加えて、二十六年間、楊衍は生前に錢を支払っており、王廷等もまた父が死んだ後に錢を支払っている。これまで一度たりとも穀物で支払ったことはないのに、（徐は）どうしてこれまで訴えることがなかったのか。

子政の飽くなき欲望をよくよく観察してみると、近年会子の価値が下落し、穀物価格が上昇しており、それ故に会子ではなく穀物で取ろうとしているに違いない。またそうでなければ、王廷等がかつて官に訴えて土地を回贖しようとしたことから、しばしその未払分を誇大に言い立てることで、それを阻止しようとしたのであろう。考えても見よ、典には必ず回贖があるのだ。ましてこれまで全く納税者名義の変更と土地の引き渡しをしておらず、典とするところは正式の典ではなく、始めから二百八十貫で抵当に取ったに過ぎないではないか。二十六年間にわたり取得した利息も少ない額ではないのに、何時まで利益を貪ろうというのか。

管轄の県では後に出した判決に従つて、王廷・王烈に既に支払い済みの租錢の外にあらためて最新の会子六十貫を徐に支払わせ、更に（双方の）最近の年末の取り決め通り新しい会子・古い会子をそれぞれ三種類合計二百八十貫であつて彼らの父が書いた典契を回贖させたが、（この処置は）妥当である。但し、当初けしからぬことに（県では）その抵当を正式の典とみなし、前後何回かの判決でも、子政が税を移さず、業を移さず、それが抵当であつて本もと法の定めを踏んでいないことを全く分析せず、徐の利益への欲望を断ち切ることがなかった。それゆえに子政がなおも

敢えて己の利益に固執し、官府を煩わせることになったのである。

県に帖文^⑤を送り、県が既に下した判決通り徐子政に示して(判決に従う旨)誓約させ^⑥、再び敢えて妄りに訴え出るようなら、法に従って措置せよ。

【校勘】

原文一行目、中華書局本は「諸典売田宅並須離業、又諸典売田宅投印收稅者」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①『清明集』卷四、戸婚門、争業上「游成訟游洪父抵当田産」に、「准法、応交易田宅、並要離業、雖割零典買(売)、亦不得自佃賃」とあり、同趣旨の法が見える。

②原文「租錢」また後に出てくる「租穀」とは、錢立ての小作料、穀物立ての小作料の意味である。ここでは表向き小作契約を立てていることから、利息を小作料と表現している。

③嘉定八年から淳祐元年までは十七年間であり、訴状に書かれた「十八年」とは徐子政が数え誤ったのであろう。県では既納の二百十貫に加えて、最新の(十八界)会子六十貫を利息分として支払わせているが、十八界会子の一は十七界会子の五に相当すると定められており、新会子六十貫は旧会子の三百貫に相当する。よって合計の利息分は旧会子換算で五百十貫、年の利息は三十貫であるから、官の計算では十七年となっている。会子の界制については、草野靖「南宋東南会子の界制と発行額」(『劉子健博士頌寿紀念 宋史研究論集』一九八九年、同朋舎、所収)参照。

④原文「三分新旧会」とは、この判決が書かれた前年の嘉熙四年に十八界会子が発行され、十六界会子を回収する措

置が取られていることから、未回収の十六界会子と十七界、十八界の会子の三種類と考えた。あるいは三種類で三分の一ずつであったかも知れない。なお前掲注釈③の草野論文参照。

⑤上級から下級への下行文書を「帖文」と言い、帖文を送ることを「帖」と言う。

⑥原文「知委」とは、通常「承知」「了解」という名詞、「承知する」「了解する」という動詞いずれにも用いられるが、ここでは「判決に従うという誓約ないしは誓約書」を取る行為を意味する。次の条④にも「取陳嗣祐知委」とある。「知委」を取る行為は、宋代の「遵從状」（『清明集』卷八、煚宗「子随母嫁而煚宗」参照）、清代の「甘結」を取る行為に同じである。清代の甘結については、滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社、一九八四年）一六二頁以下参照。

（四）以賣爲抵當而取贖

吳恕齋

鄉民以田地立契、權行典當于有力之家、約日尅期、還錢取契、所在間有之。爲富不仁者因立契抵當^(二)、徑作正行交易投稅、便欲認爲己物者亦有之。但果是抵當、則得錢人必未肯當時離業、用錢人亦未敢當時過稅。其有錢・業兩相交付、而當時過稅離業者、其爲正行交易明、決非抵當也。陳嗣祐于紹定二年八月、繳連先置三紹羅家塢山地赤契、作價錢七貫、立契賣與

何太應。當時嗣祐既離業矣、太應亦過稅矣。越五年、太應將契投稅爲業。又十餘年矣、淳祐二年、嗣祐始有詞于縣、謂當來止是抵當、初非正行斷賣、意欲取贖。知縣以唐昌風俗多有抵當之事、兼此地段、嗣祐于寶慶二年以十三千得之、不應于紹定止以七貫折價出賣、疑是抵當、勒令太應退贖。知縣若能酌人情者。今太應堅不伏退贖、乃有詞于府。初亦疑其健訟、反覆看詳、蓋有說焉。官司理斷交易、且當以赤契爲主、所謂抵當、必須明辨其是非。嗣祐立契賣地之後、既卽離業、太應用錢得地之後、又卽過稅、此其爲正行交易較然。已越十年、一旦以抵當爲詞、十餘年已印之赤契、乃意其爲抵當、此太應之所以不伏也。若曰嗣祐買賣賤、則寶慶至紹定亦既數年、安知其直之貴賤不與時而高下乎。且在法、諸典賣田地、滿三年而訴以準折債負、並不得受理。況正立賣契、經隔十餘年而訴抵當者乎。富者多懷貪圖之私、所當誅心、貧者每有屈抑之事、尤當加念。然官司亦惟其理而已。此必羅塢之山昔荒而今闢、昔童而今茂、嗣祐雅欲復還青氈。然正行立契、既已年深、過稅離業、又已分曉。倘意其爲抵當、而徇其取贖之請、將恐執契者皆不可憑、駕浮詞者類萌僥倖。鄉井有一等教唆之徒、譁然生事、而官司亦不勝其擾矣。欲帖縣、只令何太應照紹定二年買到赤契管業、取陳嗣祐知委申、違坐以虛妄之罪。

〔一〕爲富不仁者因立契抵當「因」、原作「固」、據上圖校勘本改。

〔二〕嗣祐立契賣地之後「祐」字原脫、據上圖校勘本補。

(四) 「以売為抵当而取贖(売を抵当だつたとして回贖する)」

吳恕齋

この地の民は田地をもつて契約書を立て、暫時富裕な家に典当したことにし、期日を定めて金銭を返済して契約書を取り戻すが、これは至る所でまみ見られることである。金儲けのためにあくどいことをする者は^①、そこで、契約を立てて抵当に入れると、直ちに(典や売といった)正式の取引だとして官に契税を納め、自分のものにしてしまおうとすることもまたある。但し果たしてそれが抵当であれば、銭を得た人はすぐには業を引き渡そうとはせず、銭を貸した人もまたすぐに納税者名義を変更しようとはしない。銭と業とを互いにやり取りし、その場で納税者名義を変更して業を引き渡すことがあれば、それが正当な取引であることは明らかであつて、決して抵当ではないのである。

陳嗣祐は紹定二年(一二二九)八月に、以前に買つて三年間所有していた^②羅家塲の山地の赤契(何枚か)をまとめて手渡し、価格を錢七貫とし、契約書を立てて何太応に売った。当時嗣祐は既に業を引き渡しており、太応もまた税を(自分の戸へ)移していた。五年を過ぎて、太応は契約書を官に届けて契税を支払い(官の帳簿上でも)自分の業とした。

(取引から)十余年を経て、淳祐二年(一二四二)に嗣祐は初めて県に訴状を出し、「當時はただ抵当に入れただけで、決して正式の断売をしたものではありません」と言い、回贖しようとした。知県は、昌化県^③の習俗として抵当に入れることが多く、加えてこの土地は嗣祐が宝慶二年(一二二六)に十三貫で取得したのに、紹定の年にたったの七貫の価格で売りに出すはずがないことを理由に、これは抵当であらうと考え、太応に退贖することを強いたのであつた。知県はよく人情を参酌する人物であるように見える。

今太応は退贖に頑として従わず、府に訴状を提出してきた。初めは訴訟ゴロかと思つたが、繰り返し調べてみると、どうも太応には言い分がありそうである。

官司が（不動産）取引を裁く時には、先ずは赤契を第一の証拠とするが、いわゆる抵当については、必ずそれが抵当であつたのか否かをしっかりと弁別しなければならぬ。嗣祐は契約を立てて土地を売つた後直ちに業を引き渡し、太応は錢を払つて土地を手に入れた後直ちに税負担をしており、これが正式の売買であつたことは明白である。既に十年を越えて、ある日突然（嗣祐が）抵当だつたと訴状を出すや、十余年前の既に官印を受けた赤契はすなわち抵当であつたと（知県は）思つたが、これは太応が承伏できない所以である。もしも（知県のように）「嗣祐が高値で買つて安値で売つた」と言うとしても、宝慶から紹定までも既に数年経っており、土地価格は時期によつて高下するものではないか。かつ法律では、「諸て田地を典売し、三年を経てから、債務のかたに引き渡したものだとの訴えが出て、受理してはならない」とある。^④ましてや、正式に売買契約書を立て、十余年を経てから抵当だつたと訴えるなど、以ての外である。裕福な者は多くの場合より財産を殖やそうという貪欲な思ひを抱いていて、これは懲らしめねばならないし、貧しい者は常に不当な抑圧を受けており、これは最も思ひやるべきことではあるが、しかし官ではそこに道理が有るか無いかを問題にするだけである。この争ひは必ずや、羅家塢の山が昔は荒れていたが今は開墾され、昔は禿げ山だつたのがいまは樹木が生い茂っていることから、嗣祐がかねてより元々自分のものだった山を取り戻したいと思つていたことによるに違ひない。しかし正式に契約を行つてから既に何年も経っており、税を移し業を引き渡したこともまた既にはつきりしている。もし官がその契約は抵当であつたとして回贖の要請に従つたとしたら、恐らく世の契約書を持つてゐる者たちは皆契約書を抛り所となしえず、出鱈目な訴えを起す者たちは皆渡りに船と思う

であろう。この地域には専ら教唆を事とする輩がおり、騒ぎ立てて事件を起こしていて、官でもその煩いに堪えないでいる。

県に帖文を送り、何太応に紹定二年に買った赤契通りに管業させ、陳嗣祐から判決に承伏する旨の一札を取って府に上申し、(嗣祐がこの判決に) 違ったならば虚妄の罪を科すことにせよ。

【校勘】

①陳嗣祐の「祐」字が、中華書局本では「佑」字と混用されているが、写真版ではすべて「祐」である。写真版に従う。

②原文十二十三行目、中華書局本は「諸典売田宅滿三年、而訴以準折債負」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①原文「為富不仁」は、『孟子』卷五、滕文公章句上第三に「陽虎曰、為富不仁矣、為仁不富矣」とあるのを出典とする。「金持ちになろうとすれば仁者にはなれない」の意。

②原文「三紹」は、「紹」に「承ける」の字義があり、購入から三年後に売していることから訳文のように解した。

③原文「唐昌」。昌化県は唐代には一時期唐山県という名称であった。『輿地紀勝』卷二、昌化県、『輿地広記』卷二、両浙路上、昌化県の項参照。

④『清明集』卷四、戸婚門、争業上「游成訟游洪父抵当田産」に、「准法、応交易田宅、過三年而論有利債負准折、官司並不得受理」と同趣旨の法が見える。法の意図は、出訴期間を限定すると同時に、利息付きの負債の返済に田宅

を引き当てはならず、田宅の取引は田宅の取引として、負債は負債として清算せよという点にあったと思われる。

(五) 倚當

葉岩峰

照得、葉渭叟身故、其家以幹人入狀、訟宋天錫・李與權脫騙交易錢。所謂脫騙者、非果交易也。李與權之子李正大狀稱、先父元抵當田畝。所謂抵當者、非正典賣也。此邑風俗、假借色物、以田爲贄、必立二契、一作抵當、一作正典、時移事久、用其一而匿其一、遂執典契以認業。殊不知抵當與典賣不同。豈無文約可據、情節可攷邪。且李與權于嘉定十一年、將田三十三畝典與葉渭叟、計價四百五十貫、有宋天錫爲牙保。以契觀之、似若正典、其無抵當也。大凡置產、不拘多少、決是移業易佃。況三十餘畝、關涉非輕、何不以幹人收起田土、却以牙人宋天錫保抱租錢、已涉可疑。何況宋天錫亦將自己田契一紙相添抵當、有葉渭叟親批領云、宋天錫與李與權爲保借錢、將自契爲當、候錢足檢還。可見原是抵當分明。李與權因入三年租息、恐債負日重、于嘉定十三年冬還前項借錢、又有葉渭叟親批領云、宋天錫與李兄送還錢共三百貫足、執此爲照。書押尤分曉。較之原錢、今猶有未盡。李正大稱、續有古畫梨雀圖障一面・高大夫山水四大軸・唐雀內竹鵲四軸、潭帖・絳帖各一部、準還前項未盡之券。雖無葉渭叟批

領、據葉之幹人供稱、係莊幹李喜收訖。可見還所借錢・會分明。李與權入還錢・會之後、經今一十五年、已不管業、不收租矣。抵當之說、償還之約、委爲可信。向使李與權與葉渭叟尚皆無恙、必然了絕無爭、何至留爲子孫之災^(三)。奈何先後一年而殂、兩家主者各皆亡沒。葉渭叟之寡妻當事、幼孫何知、必有主持門戶者、往往檢出此契、直欲認李正大之業。殊不思抵當之產、昨已還錢、十五年間既無詞訴、今方欲管業責租、不亦妄乎。但有一說、原錢計四百五十貫、錢・會中半、李與權雖還三百貫足^(三)、揆之半錢、已爲過數。若以餘錢入半會、方及三分之一。縱一圖畫・一法帖可以湊還、一欲價賤、一欲價貴、抵昂不等、所以李有剩錢之語、葉有不直錢之說、兩爭終不絕。不若以圖畫・法帖取還其子李正大、仰自辦原會未盡之數、還葉渭叟之家、使其借以錢・會、還以錢・會、尚何辭乎。

(一) 葉渭叟親批領云「云」、原作「去」、據上圖校勘本改。

(二) 何至留爲子孫之災「災」、原作「莫」、據上圖校勘本改。

(三) 李與權雖還三百貫足「三」、原作「二」、據上圖校勘本改。

(五) 「倚當(抵當)」

葉岩峰^①

当面判明したのは以下の通りである。^② 葉渭叟が死んで、彼の家では幹人^{しんじん}の名で訴状を提出し、宋天錫・李与權が取

引の錢を騙し取ったと訴えてきた。いわゆる「騙し取る」というのは、結局のところ取引ではない。李与権の子李正大の訴状では、「亡くなった父は元々田畝を抵当に入れたのです」と言っている。いわゆる「抵当」というのは、正式の典や売ではない。この県の習俗として、金品を借りるときに田を担保とし、必ず二枚の契約書を立て、一枚は抵当とし、一枚は正式の典とし、長く時を経てから、一枚を用いて一枚を隠し、遂には典契に託^{たく}けて自分の業だと主張する、ということがある。しかし考えても見よ、抵当と典や売とは別物であつて、（取引に関する）依拠すべき契約書、考究すべき事情が無いはずではないか。かつ李与権は嘉定十一年（一二一八）に田三十三畝を葉渭叟に典与し、価格は四百五十貫で、宋天錫が仲介人となっている。契約書から見ると、正式の典のようであつて、抵当ではない。

およそ不動産を買うときには、多少に拘わらず、必ず業を移し使用収益者を代えるものである。まして三十余畝とあれば影響するところは大きい。どうして幹人^{しんじん}に田土を回収させずに、仲介人の宋天錫に租錢（徴収）を請負保証させたのか。この点既に疑わしい。さらに加えて、宋天錫も自分の土地契約書一枚を一緒に抵当に入れており、葉渭叟はそれに自筆で領収した旨書き込みをし、「宋天錫と李与権は借金を保証するために、自分の契約書を担保に入れた。借金が全額返済されたら（契約書は）きちんと返還する」とある。ならば、元々これが抵当であることは明白である。李与権は三年間利息を支払ったことから、今後負債が益々重くなると案じて、嘉定十三年（一二二〇）冬に前項の借金を返済した。それについても葉渭叟が自筆で領収した旨の書き込みをし、「宋天錫と李兄が返却した錢は計三百貫足である。この書き込みを証拠とする」とある。文面と花押は極めて明瞭である。これをもとの金額と比べると、今なお不足分がある。

李正大は、「その後、古画『梨雀図』の屏風一面、高大夫の山水画四大軸、唐代の『雀内竹鷁』四軸、潭帖・絳帖各

一部で、前項の（契約書上の）未払い分に当てました」と言っている。葉渭叟の領収した旨の書き込みは無いけれども、葉の幹人^{しんじん}の供述によると、莊幹^{しんかん}の李喜が受け取ったとのことである。ならば、借りた銅銭・会子を返済したことは明白である。

李与権が銅銭・会子を返済して後現在まで十五年が過ぎているが、（葉は）これまで管業しておらず、小作料も徴収してはいない。抵当だという主張、償還に関する取り決めは、確かに信用できる。もし李与権と葉渭叟が今なお生きておれば、必ずや決着が付いていて争いはなく、問題を残して子孫の災いとなすことにはならなかったはずである。いかんせん、一年を前後して両家の取引当事者は共に死んでしまった。葉渭叟の寡婦が家を切り盛りしているが、幼い孫は何も知らず、必ずや一家を取り仕切っている者がいて、偶々この契約書を探し出し、それ以来李正大の業をわがものにしようとしたに違いない。しかし考えても見よ、抵当に入れた土地は、以前に借金を返済し終わり、十五年間訴えがなかったのに、今になってその土地を自分のものにし小作料を取ろうというのは、曲がった心根ではないか。但し次のような考え方もある。元々の金額四百五十貫は銅銭と会子半々であり、李与権は銅銭三百貫足を返済したのだが、これを銅銭が半分だったことと比較すると、既に数を超えている。もし残りの借金（百五十貫）を元々半分であった会子で支払えば、（会子の比率は）やっとな三分の一になる。たとえ一枚の図画、一枚の法帖でまとめて返済してよいとしても、一方は安い値段に見積もり、一方は高い値段に見積もって、値積もりには差がでる。従って李には支払いすぎだという言い分、葉には金額に達していないという言い分があり、争いは何時までも終わらない。

図画・法帖を李与権の子李正大に返還し、李に命じて、未払い分の会子を準備して葉渭叟の家に返済させ、もし銅銭と会子で借りたのであれば銅銭と会子で返させるに越したことはない。これ以上何も言うことはあるまい。

【校勘】

①原文一行目、中華書局本は「照得葉渭叟身故」とし、以下すべての条で「照得」の後に読点は付していないが、本稿では以下すべて原文のように改めた。

②原文四行目「情節可攷邪」、中華書局本は「攷」字を「考」字に変えているが、写真版に従う。

【注釈】

①葉岩峰は未詳。

②原文は「照得」。公牘にしばしば用いられ、自己の見解や議論を述べる時に冒頭に置かれる語である。この語の後に最終的な判断や結論が示されるものではないことから、本文のように訳出しておく。

③原文は「脱騙」。本書には「脱給」「脱贖」「脱押」「脱判」など「脱」字を含む熟語が多く見られるが、これら熟語中の「脱」字は、「事実に基づかない」「根拠を持たない」「実体を離れる」といった意味において共通し、時に「騙す」「偽造する」という意味を持つ。清明集研究会による訳注(本稿「はしがき」に既出)《その四》の一六七頁に「脱判」についての語義考察があるが、なお隔靴搔痒の感がある。「脱判」とは、名詞ならば「事実を踏まえない判決・判断」、動詞ならば「実体を離れた判決・判断を出す(出させる)」が基本的な意味であろう。なお言うまでもなく、個々の具体的な意味は文脈によって定まる。

④原文「古画梨雀図」「高大夫」「雀内竹鵲」いずれも未詳。「潭帖」とは北宋の淳化閣法帖を慶暦年間に潭州で石に刻したもの。淳化閣法帖は一〇巻。太宗の時代に三館の書物及び漢、魏、東晋、唐代の著名な人物の墨跡を選び淳化閣に蔵し、翰林侍書王著に詔して、以上の墨跡及び南唐の建業帖をもって禁中で模刻したものである。「絳帖」とは

法帖の名で、二〇卷。宋の尚書郎潘師旦が官刻の淳化閣法帖を絳州で模刻したもの。淳化閣法帖に次いで佳本と称される。以上は、明の陶宗儀『輟耕錄』卷一五「淳化閣帖」に詳しい。

⑤「莊幹」とは、幹人の中で田土の管理を担当する者である。

争田業

(六) 偽冒交易

韓竹坡

莫君實之子夢回、同其所生母周八娘、訴論林榕假契盜賣其烝嘗田。追到林榕、初執出所賣青梅園契以爲證、繼而知其田已轉與趙孟鑣、又據孟鑣賣去莫君實賣契及林榕轉賣與孟鑣契。周八娘又執出君實臨死遺囑之文、乞與辨驗君實押字筆跡。尋與點對、則契上君實押字、與遺囑筆跡不同。可疑一也。喚到君實母親趙氏、不特不認僉契、而趙氏當廳亦自能書寫、筆跡亦自不同。有可疑二也。君實以淳祐十一年死、此契以十年立、契立于君實未死之前、似若可信、而印赤于寶祐元年、乃君實死後之三年也。大凡人家交易、固有未能授印^三、然契主一亡、便合投印、豈有印契于業主已死三年之後、此蓋僞立于君實既死之後、以月日參差、而母親之僉、亦是假僞而爲之也。況交易傳承、必憑上手與砧基簿、今其契乃云、所有砧基簿併上手契係叔

晞孔收。今只憑赤契文關^(一)、如將來賣出砧基白契、更不行用。此說大爲可笑。不知上手既爲晞孔所收、却又憑何人赤契交關。若果有上手赤契、則林榕轉賣、自當併繳。今當廳口稱爲孟鏰所匿、而契上即無聲載、則是當來所謂赤契者妄也。至于割稅一節、尤可笑之甚者。君實之契則曰、從莫通判戸割入趙知縣戸、若其稅林榕已曾收入林司法戸、則後來賣與孟鏰、自當從林司法割出、今從莫通判戸割出、則是莫通判之田、不曾變賣與林司法、林司法戸亦未嘗收莫通判稅色。驗之契字、紙跡不同、實趙氏不曾僉、委既無上手、又不割稅、則是林榕虛立死人契字、盜賣莫通判產稅。趙知縣爲富不仁、一至于此。林榕勘杖一百、監錢還趙孟鏰、田還莫夢回管佃。追到三契、毀抹付案。

〔一〕 固有未能授印 「授」、疑作「投」。

〔二〕 今只憑赤契文關 「文」、疑作「交」。

争田業

〔六〕 「偽冒交易（取引を偽る）」

韓竹坡^①

莫君実の子夢回は生みの母親周八娘とともに、林榕が契約書を偽造し蒸嘗田^②を盗売^③したと訴えた。林榕を召喚すると、初めは青梅園を売った契約書を出して証拠としたが、後にその田が既に趙孟鏰に売られていたことが判明するや、

今度は孟鋈の手元にある莫君実が（林榕に）売った契約書と林榕がそれを転じて孟鋈に売った契約書を証拠とした。周八娘は今度は君実が死に際に書いた遺言書を取り出し、君実の花押・筆跡を調べてほしいと乞うた。ついで照合してみると、契約書の君実の花押は遺言書の筆跡と同じではなかった。疑惑の第一である。君実の母親趙氏を召喚すると、契約書へ署名したことを認めないばかりか、趙氏は取り調べの場で自分でも文字が書けたのだが、その筆跡も契約書のそれと同じではなかった。疑惑の第二である。

君実が淳祐十一年（一二五一）に死んだが、この契約書は（淳祐）十年に作られている。この契約書は君実が死ぬ前のもので、信じてよいように思えるが、しかし官印を受けたのは宝祐元年（一二五三）で、君実が死んで三年後である。およそ人々が（土地）取引をする時には、もとよりすぐに官印を受けられないということがある。しかし契約の当事者が死んだ場合にはすぐに官印を受けるべきであって、どうして業主が死んで三年後に官印を受けるなどいうことがあるのか。これは恐らく君実が死んだ後に契約書を偽造し、月日进行操作し、母親の署名も偽造して書いたのであろう。まして取引が（甲から乙へ、乙から丙へと）繰り返し行われる時には、必ず上手契^④と砧基簿^⑤を抛り所とするものだが、今その契約書には「この取引に関わる砧基簿及び上手契は（君実の）叔父の晞孔が持っている、今はただ赤契でもって証拠文書の引き渡しとし、もし将来砧基簿や白契を持ち出しても、これ以降は無効とする」と書いている。この言い様は大いに笑わせる。いいかね、上手契は晞孔が持っているからには、一体誰の赤契でもって証拠文書の引き渡しをするというのだ。もし果たして前所有者の赤契があるのなら、林榕が転じて（土地を孟鋈に）売った際には当然一緒にそれを（孟鋈に）引き渡しているはずである。今官の面前で「孟鋈が隠匿している」と口では言うが、契約書には（赤契の前所有者について）なにも書かれていないのであるから、これまで口にしてきた赤契という

のは出鱈目である。

税負担者の移動に関する部分は、これ以上ないほどに笑わせる。君実の契約書には「莫通判の戸から趙知県の戸へ移す」と書いてあるが、もしその税を林榕が以前に林司法の戸へ移し入れていたのであれば、後に孟鏐に売った時には当然林司法の戸から取り除くべきなのに、今は莫通判の戸から取り除かれている。であれば莫通判の田はこれまでの林司法に売られたことはなく、林司法の戸もまたこれまで莫通判の税を移し入れたことがないということになる。このことを契約書で点検してみると、筆跡は同じではなく、実際趙氏は署名をしておらず、確かにもとより上手契は存在せず、また税負担者の移動も行っていないことは、林榕が死人の契約書を偽造し、莫通判の財産を盗売したということだ。趙知県は金儲けのためにあくどいことをやり、それでこうした事態になったのだ。

林榕は杖一百^⑧を科し、強制して銭は趙孟鏐に返し、田は莫夢回に返して管佃させる。取り寄せた三枚の契約書は無効の印を付けて一件書類に入れておけ。

【校勘】

①中華書局本は原文一行目に「林榕」と記し、以下「林鎔」とするが、写真版ではすべて「林榕」である。写真版に従う。

②原文四行目「不特不認僉契」、「認」字は写真版では「忍」。中華書局本は上図校勘本に従って「認」字に改めているが、注記はない。

③原文十三行目、「林司法戸亦……」の「林司法」三字は明刊本にはなく、上図校勘本によって補われたものであるが、

中華書局本にはその注記がない。

【注釈】

①韓竹坡は未詳。

②「常賞田」とは、祖先を祭る費用をまかなう田土を言う。

③「盗売」とは、「他人の土地を自己の土地であるかのように仮装して第三者に売り与えることを言う」（滋賀秀三氏執筆の律令研究会編『訳注日本律令六、唐律疏議訳注篇二』東京堂出版、一九八四年、の二四七頁）。

④「上手」とは、上手契のこと。前所有者（典ならば前典主）が持っていた契約書を指す。本訳注の「はしがき」に記したように、通常、取引が繰り返されるごとに新たな契約書が立てられ、以前の取引に用いられた契約書は上手契として現所有者（典ならば現典主）に引き渡されてゆく。なお時に上手の語は前所有者を意味することがある。

⑤「砧基簿」とは、南宋の紹興年間以降に行われた経界法に基づく土地台帳を言う。土地を量り図を描いて民戸が所有するすべての田土の田形、坵段、畝歩、四至を記入しており、民戸に与えて証拠とさせた。県でも郷ごとに砧基簿を置き、土地の典売があれば民戸の砧基簿と対照し改訂した。詳しくは周藤吉之『宋代経済史研究』（東京大学出版会、一九六二年）四三五頁以下参照。

⑥原文「莫通判戸」。莫君実の祖先に通判の職にあつた者がおり、その後子孫が実際には家産分割を経て幾つかに分かれているにも拘わらず、県の徴税台帳の上では莫通判の戸を残して納税窓口にしていたことを示している。「林司法戸」も同じ。但し「趙知県戸」は後に「趙知県為富不仁」云々とあることから、現存する人物の戸であり、趙孟頫はその族人であろう。

⑦宋代には律に定める刑罰を読み替えて執行する折杖法と呼ばれる法があり、杖一百は實際に執行される時には臀杖二十であつた。折杖法につき詳しくは川村康「宋代折杖法初考」（『早稲田法学』六五巻四号、一九九〇年）参照。

（七）兄弟争業

吴恕齋

本縣所斷、僉廳所擬、一謂潘琮典與潘祖華田產、不應其弟潘樾立契斷賣。二謂契後旋添同姓潘祖應、墨迹濃淡不同。三謂所添字迹、又在稅契朱墨之上、其所執賣契、委難憑據。只合還潘祖應交錢取贖。以此三說折之、在祖華所當拱手退聽。今縣斷既不伏而經府、府斷又不伏而陳詞、反覆囂訟、首尾四年、何健訟如此。切詳祖華之詞、則曰潘琮・潘樾乃親兄弟、雖是潘琮出典于兄弟未分之前、却是潘樾斷賣于兄弟既分之後。蓋此田係分在潘樾名下、所以潘樾自行書契斷賣、即非盜賣潘琮之產。且潘樾不特斷賣此一項承分田產而已、其賣住房・桑地與祖應、亦潘樾親書、契字筆迹皆可比證。至于辨雪墨迹濃淡一節、則又謂墨迹雖不同、而筆迹與祖應今來所執契字實無異。祖華之詞固未可盡信、但祖應初訴祖華不伏退贖山地・水田二頃、山地一頃、從之甚輕、水田一頃、争之甚力、亦有可疑。官司予奪、若不將兩詞究竟到底、則無以絕其誣罔之根。況潘樾既死、其親書賣契在祖華處者容可以僞爲、其親書賣契在祖應家

者却不可以僞爲。于無可證驗之中、此亦足以證驗之。欲將潘祖華及一宗案卷契押下縣、併索潘祖應原買潘樿住屋・桑地赤契、從公比對、如祖華・祖應兩家所買潘樿契字筆跡一同、則此田果潘樿已分之產、果潘樿自賣自書之契、在祖應不當執未分無用之簿、昏賴爲潘琮之物、妄行取贖。若兩家契字筆跡果有不同、則祖華斷買之契無往非僞、所合毀抹、勒令交錢退贖。如再不伏、解府科斷。小人爲氣所使、惟利是趨、所爭之田不滿一畝、互爭之訟不止數年、遂使兄弟之義大有所傷而不顧、官司更不早與剖決、則鬩牆之禍、何時而已。定限十日結絕、申。

〔一〕不伏退贖山地水田二頃山地一頃從之甚輕水田一頃爭之甚力「頃」、疑作「頃」、否則後文說「所爭之田不滿一畝」、似不可解。

(七)「兄弟爭業(兄弟^①が土地争いをする)」

吳恕齋

管轄の県の判決、(府の)倉庁^②の判決原案では、第一に、潘琮が潘祖華に典与した田産は、その弟潘樿が契約書を立てて断売すべきではないと言い、第二に、契約書の後尾に同姓の潘祖応の名を書き加えているが、墨跡の濃淡は同じではないと言い、第三に、書き加えられた筆跡はさらに官印を押した朱墨の上にあり、潘祖華が持っている売買契約書はまことに信憑し難く、(田産は)潘祖応に返し、(潘祖応は)錢を支払って贖回すべきのみであると言う。この三点でこの争いを裁くとすれば、祖華は黙って引き下がるべきである。ところがいま祖華は県の判決に服さず府に訴え、

府の判決にも服さず訴状を提出し、繰り返しあれこれと訴えを続けて都合四年になる。どうしてこうも頑なに訴訟を続けるのか。

祖華の訴状を詳細に見てみると、「潘琮・潘樞は実の兄弟であり、潘琮は兄弟が家産分割をする前に出典しましたが、潘樞が断売したのは兄弟が家産分割した後です。恐らくこの田は潘樞の名義になっており、だから潘樞は自分で契約書を書き断売したのでしようし、潘琮の財産を盗売したものではありません。かつ潘樞は自分が財産分けて得たこの田産を断売したのみならず、住宅・桑地を祖庇に売った際にもまた潘樞が親書しており、契約書の筆跡はすべて照合することが出来ます」と言っている。墨跡の濃淡が異なるという点を弁解する段になると、「墨跡は同じではないとはいえ、筆跡は祖庇が今持っている契約書と全く異なるところはありません」と言う。祖華の主張はもとより尽くは信用できないが、ただ祖庇が「祖華が山地と水田二項の退贖に応じません」と最初に訴えてきた時、（祖庇は）山地一項については簡単に相手の言い分に従ったが、水田一項については強行に争っており、ここにも疑問がある。

官司の決定は、もし双方の主張を徹底究明しなければ、他人を騙し陥れる根源を絶つことができないものである。まして潘樞はすでに死んでいるからには、彼が自書した売契で潘祖華の手にあるものは偽造であると認め、彼が自書した売契で祖庇の家にあるものは逆に偽造ではないと言えようか。検証できない事柄の中にあつて、これは十分に検証できる事柄である。

潘祖華（の身柄）及び一件書類・契約書の署名を県に送下し、併せて潘祖庇が以前に買った潘樞の住宅・桑地の売契を取り寄せて、公正に引き比べ、もし祖華・祖庇両家が買った潘樞の契約書の字跡・筆跡が全く同じであれば、この田は確かに潘樞が家産分割で得た彼の財産であり、確かに潘樞が自売・自書した契約書であるから、祖庇の側では

家産分割前の無用の帳簿を根拠に、誤魔化して潘琮のものとなし、偽って回贖してはならない。もし両家の契約書の筆跡が果して同じでなければ、祖華が断買した契約書はどう見ても偽造であり、(契約書に)無効の印を付け、(祖華に)強制して銭を受け取り退贖させねばならない。

もしこれでも承伏しなければ府に身柄を送って来させて処罰する。小人の頭の中には利益の追求しかなく、争うところは一畝に満たないのに、互いに争い訴えること数年に止まらず、ついには兄弟の義を大いに損なうも顧みないでいる。官司が速やかに解決を与えないとすれば、兄弟争いは何時になつたら止むというのだ。(県は)必ず十日以内に決着をつけて、報告せよ。

【校勘】

①原文七行目、中華書局本は「亦潘樛親書契字、筆迹皆可比證」とするが、原文のように改めた。

②原文十四行目、中華書局本は「祖華断売之契」とするが、写真版では「祖華断買之契」。写真版に従う。

③原文十六行目、中華書局本は写真版と同じく「鬪墻之禍」とするが、「鬪墻之禍」が正しい。

【注釈】

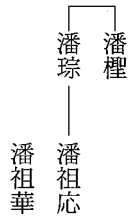
①原文は「兄弟」だが、潘祖華と潘祖応は実の兄弟ではなく、又従兄弟か同じ世代の男系の親戚関係にある。しかしこれを兄弟と表現することは当時ごく普通のことであつた。

②普通の州では「僉書判官厅」を略して「僉厅」というが、ここは臨安府であるから、臨安府の「僉書節度判官厅」を指す。州では幕職官である「僉書判官厅公事」が、臨安府では「僉書節度判官厅公事」が執務する部局名である。

【補説】

原文中には明言されていないが、潘祖応は潘琮の息子であろう。祖応と祖華の争点は典ではなく断売をめぐるものであり、祖応の主張は断売契が偽造であるから贖回できるという点にある。祖応が贖回を主張できるのは、彼が潘琮の息子だからであろう。

本条の関係図は以下の通り。



(ハ) 出業後買主以價高而反悔

韓似齋

李震卿同母倪氏、三月内以八石六斗種田賣盧興嗣、斷下價錢五百五十貫。盧興嗣親履畝爲之打量、倩佃客爲之僉認、先定租管業、而後立契交錢。盧興嗣可謂防之周、審之熟矣。方其立約之初、盧興嗣尚疑李震卿有反悔之意、遂令立文字、明言先悔者罰錢一百貫入官。則當來

興嗣買震卿之田、惟恐其不入手。盧興嗣令震卿寫契、明言別無卑幼、則盧興嗣雖高價與之交關、亦其本情之所願、非震卿套合牙人、以拐之也。已踰五閱月、不爲不久、尚執白契出官、是自違契限、自先返悔、罪罰詎可輕責乎。今盧興嗣爲見論其卑幼之說不可行、近方經僉廳入詞、論震卿有弟、年未及格。據震卿供稱、其弟幼年已過房、承叔父位下物業、震卿承父分、與過房弟初無相關。兼盧興嗣經府初詞、並無震卿有弟卑幼之說。豈容逐旋枝蔓其詞、眩惑官府。盧興嗣明知震卿年已及格、而與之交關、經百五十餘日、復以年未及格興詞。興嗣昨賣白契到官、詰問其故、據口稱、所賣震卿之田^(一)、其價稍重、必欲監震卿原錢償之。揆之人情法意、尤爲不順。大凡人家貧乏、不得已而後出業。使盧興嗣反悔于六十日限之前、則李震卿所領交關錢、尚無恙也。今交關錢已半載、震卿爲父營葬支遣、一孔未必有存。若勒備原錢、以償興嗣、則交關條法不立契限也。若盧興嗣必欲取錢、則震卿須再出業、縱低價而求售于富家巨室、知其交關、見興詞訟、必未有以錢應副之者、反以爲重出業者之害。欲喚上李震卿同倪氏、當官責批還盧興嗣、明言仰盧興嗣憑契管業、如向後過房弟或有爭執、仰震卿別抽己分田、照先來交管田段租額、抵還過房弟、不涉盧興嗣之事、庶可以釋其疑。欲併乞照示盧興嗣、日下稅契管業、如敢再詞、煩索使府、乞先照責罪罰行、後依原約、庶以爲囂訟者之戒。

〔一〕所賣震卿之田「賣」、疑作「買」。

(ハ) 「出業後買主以価高而反悔（取引の後に買い主が価格が高いと後悔する）」

韓似齋^①

李震卿は母の倪氏と連名で三月内に八石六斗種^②の田を盧興嗣に売り、価格は五百五十貫と取り決めた。盧興嗣は自ら土地を計測し、小作人を雇って（面積に間違いがないことを）署名して認めさせ、先ず小作料を決めて管業し、その後契約を立て銭を手渡した。盧興嗣は用意周到に念には念を入れたと言うべきである。契約を立てた当初、盧興嗣はなおも李震卿が後悔するのではと心配し、遂には念書を作って「先に後悔したものは罰金一百貫を官に納める」と明言した。すなわち当初盧興嗣が震卿の田を買った際には、ひたすら入手できないことだけを心配していたのである。盧興嗣が震卿に契約書を書かせ、「（この土地に持ち分がある）卑幼^③はほかにいない」と明言させたということは、盧興嗣が高い価格で売買をしたとはいえ、それは本心から望んだものであつて、震卿が仲介人と手を結んで拐^{かどろ}かしたのではないということだ。

すでに五ヶ月が過ぎ、長い時間が経過したというのに、なおも白契を手に官に出頭して来るとあれば、それは自ら契約の（取り消し）期限に違い、自ら先に後悔したということで、軽い罪罰では済まされない。

今盧興嗣は震卿が未成年であることを問題として（この売買は）行えないとし、近頃（府の）倉厅へ訴状を提出し、「震卿には弟がおり、（震卿の）年齢はまだ成年に達していない」と言い立てた。震卿の供述では、「私の弟は幼い時に他家の養子となつて叔父の財産を相続しており、私震卿は父親の財産を相続していて、他家の養子となつた弟とは全く関係ありません」と言っている。加えて盧興嗣が府に訴えた最初の訴状では、震卿は弟がおり、（震卿は）未成年だという主張は全く無かつた。くるくると供述を変え、あれこれ言い分を増やして官府を眩惑することは許せないこと

である。

盧興嗣は震卿が既に成年であることを明確に知っていて、これと土地売買を行い、百五十余日経って、再び未成年だということで訴えを起こしている。興嗣は先ごろ白契を手に官司にやつて来たが、その訳を尋ねると、「買った震卿の田は価格がやや高く、震卿に渡した金を強制的に取り立てて私に返してもらいたい」と口で答えた。これは人情と法意に最も悖るものである。

およそ人々は貧乏なるが故に、やむを得ず土地を手放すのである。もし盧興嗣が六十日という（契約取り消し）期限の前に後悔したのであれば、李震卿が受け取った売買の金は、無事戻ってきたであろう。現在金をやり取りして既に半年が経っており、震卿は父親の葬式のために金を使い果たして、一文も残っていないであろう。もし元の金を強制的に準備させ、興嗣に返させるとすれば、不動産取引に関する法律には契約の（取り消し）期限を立てていないことになってしまう。もし盧興嗣が必ず金を取り戻したいと欲すれば、震卿は再び件の土地を売り出さねばならず、たとい価格が安くとも富裕な家に売ることになるが、（富裕な家が）震卿の土地取引が現在係争中であることを知れば、金を震卿に支払う者がいるはずはなく、逆に再度土地を売り出す震卿の障害となるであろう。

李震卿と倪氏を呼び出し、官の面前で契約書に書き込みを入れて盧興嗣に渡すことにし、（書き込みには）「盧興嗣に命じて自分の相続分から別途控除して、先に売った土地の小作料相当分を他家の養子となった弟に償還させ、盧興嗣には迷惑をかけない」と明言させる。こうすれば盧興嗣の疑いを釈くことができよう。盧興嗣にこの判決を示し、直ちに契税を支払い契約書に官印を受けて管業させて頂きたい。もし敢えて再度訴えて知府閣下を煩わせるようなこと

があれば、先ず法に照らして罪を問ひ罰を加え、その後元契約通り処置して頂きたい。そうすれば五月蠅く訴えてくる者の戒めとなりましょう。

【校勘】

①原文十行目、中華書局本は「掘口称所賣震卿之田」とするが、原文のように改めた。

②原文十四行目「見興詞訟」の「詞」字、及び十六行目「抵還過房弟」の「抵」字は、写真版では「嗣」字、及び「挂」字。中華書局本は上図校勘本に従つて原文のように改めているが、注記はない。

③原文十七行目、中華書局本は以下すべて「使・府」とするが、「使」字は尊称で、「使府」は「知府」を表す。以下すべて原文は「使府」と改める。

【注釈】

①韓似齋は未詳。本条から判断するに、韓似齋は府の属僚で、本条は知府への擬判判決原案である。最後の部分の「使府」という敬語、「乞」という字の使用からそれが窺える。

②「種」は南宋の浙江や福建で用いられた田地面積を表す単位であるが、詳細は未詳。『清明集』中のいずれの用例も「兄弟已分田五十種」「畓田十余種」のように「種」字に数字を冠して記され、本条では「八石六斗」とあることから考えると、この数字は播種量を表しているように思える。すなわち、「五十種」とあれば五十斗＝五石の種籾を播く広さの土地を表しているのであろう。前掲(五)「倚当」では、三十三畝を四百五十貫で抵当に入れていたが、本条では五百五十貫の価格を「価高」と言っていることからすると、「八石六斗種田」はおよそ三十数畝から四十畝ほど

に相当すると推測される。なお、宋代の一石は約九十五リットル、十斗が一石である。

③「卑幼」とは、「卑」すなわち世代が下の者、「幼」すなわち同世代で年齢が下の者を指す。前掲(一)「已売而不離業」に見えるように「未成年」という意味にも用いる。ここでは前者だが、訳文に見られるように本条の中でも未成年の意味に用いている箇所がある。

【補説】

本条に「自違契限」「交関条法不立契限也」とある「契限」とは、契約の取り消しないし変更可能な期間であり、「使盧興嗣反悔于六十日限之前、則李震卿所領交関錢、尚無恙也」とあるように、その期間は六十日以内であった。南宋代に六十日を過ぎれば契約は確定し、以後解消ないし変更することができないという法の存在したことが、本条によつて知られる。

(九) 争田業

李行可執到三契、除洪觀生親書一契無可言者、後二契皆是吳膺自書、自保、自佃、又于抱租之批、併與抱產、必非當時正行交關。意者吳膺在日、主掌洪氏計、借借于李氏者不一、此契當亦是抵典之契。但契歸于李氏、印税已二十年、最後者已十七年。吳膺既死、李行可遂從

其妻索欠交業。洪七娘者、一旦有不能甘、而又有洪宗起者、翼之興詞。幸其契原不出于父洪觀生之親筆、可指以爲僞、雖出于夫吳膺之筆、又幸其已死而莫加之罪、遂訴之縣。縣不直之、又訴于州。然官憑文書、且涉年久、亦只當還李行可管業。洪七娘倘以爲僞、則是爲僞者乃其夫也。況洪七娘于後一契親曾着押、若欲誣以爲旋被脫押、則又有其表兄許念一供證分明。洪觀生無子、其家一付之女與婿、無緣吳膺與李行可交關、洪七娘有不預知者。前後詞語反覆、便自可見。然則其夫存、則相與爲僞、以取人之錢、其夫亡、則自發其僞、以取人之業。妄一婦人、何乃變詐若此。洪宗起與觀生戸下、未問有無干涉。據其執到洪誠三契、于宗起無相關、于李氏見争田段四至又不相合。及其執到洪觀生發付之文、顯然出于宗起供狀之筆、乃于別紙移取觀生一押字、粘補欺罔、是其爲奸之意甚深、而爲欺之術甚淺。使其不懲、後不止與李行可訟而已也。自合送獄、根勘本情、重寘于罰、姑從輕、將洪宗起・洪七娘各勘杖六十、以懲其奸。李行可照契管業。發付僞約、毀抹附案。餘人放。

(九) 「争田業(田地を争う)」

李行可が持つてきた三枚の契約書は、洪觀生自筆の一枚は問題ないとして、残りの二枚はいずれも吳膺が自分で書き、自分が保証人となり、自分が耕作者となっており、また小作料を(吳膺に)請け負わせるといふ書き込みには、

併せて（呉膺に）土地を管理をさせるとも書いてあり、必ずや当時正式に土地取引をしたものではない。思うに、呉膺は生存中に洪氏の家計を取り仕切り、李氏なる者にたびたび借金をした^①が、この契約書は（借金の担保に）典に入れた契約書であるに違いない。但し契約書は李氏の手にあり、官印を受け契税を支払って既に二十年経ち、最後のものでも既に十七年経っている。呉膺は既に死んでいるが、李行可は最終的にその妻洪七娘から未払い分を取り立て業を手にした。洪七娘はその時承伏できなかったが、また洪宗起なる者がいて、洪七娘に与して訴えを起こした。幸いにもその契約書は元々父の洪觀生の自筆ではなく、これは偽物だと言うことができたし、夫の呉膺が書いたものとはいえ、また幸いにも彼は既に死亡してこれに罪を加えることはできないことから、遂にこの件を県に訴えたのである。県がこの訴えを不当とするや、今度は州に訴えた。しかし官は契約書を根拠とし、かつ長年経っているので、ただ李行可に返して管業させるべきのみである。洪七娘がもし偽造だと言っても、偽造したのは他ならぬ彼女の夫である。ましてや洪七娘は最後の契約書に自ら花押を書いているではないか。もしその時署名を偽造されたと偽証しようとしても、それについては彼女の表兄^②許念一の明確な供述がある。

洪觀生に息子はなく、その家は娘（洪七娘）とその婿（呉膺）にすっかり任せていたので、呉膺と李行可が土地取引をすることを、洪七娘が預かり知らないということはありえない。前後の訴状の内容が一定していないことから、（そのことは）自ずと明らかである。そうであれば、（洪七娘の行いは）その夫が生きている時は一緒に偽造（契約）をして他人の銭を手に入れ、その夫が死亡すると自らその偽造を暴いて他人の業を手に入れる、というものである。嘘つきの一婦人め、このように事実を曲げて人を騙すとはなんたることか。

洪宗起と觀生の家産とに関わりがあるかどうかはまだ問い質していないが、洪宗起が持ってきた洪誠三の契約書に

よれば、宗起とは関わりがなく、李氏が現に争っている田土の四至とも（契約書記載の土地は）合致しない。また洪宗起が持ってきた洪觀生が与えたという文書は、疑いようもなく宗起が供述書に書いた筆跡と同じで、別紙に觀生の花押ひとつを移し取り、それを張り付けて騙し誤魔化そうとしたもので、これは、その邪なことをなす意図は甚だ深い、人を欺く技量は甚だ浅いというものだ。もし懲治しなければ、後々李行可と争うだけでは済まないであろう。獄^③に送り本当の情実を徹底調査し、重く罰すべきところだが、しばし罰を軽減してやることとし、洪宗起・洪七娘は各々杖六十を科し、その邪を懲らす。李行可は契約書通りに管業させる。偽造された契約書を送付するので、無効の印を付けて一件書類に入れておき、その他の者は釈放せよ。

【校勘】

①原文一〇二行目、中華書局本は「又於抱租之批併與抱産」とするが、原文のように改めた。

②原文十二行目は「使其不懲後、不止……」とすべきかも知れない。「後」の字に「時」「時節」の意味で仮定法句未の助字としての用法がある（田中謙二『朱子語類外任篇訳注』八七頁、汲古書院、一九九四年）。意味に大差はなく、いずれか迷うが、ここでは原文のようにしておく。

③原文十三行目「重寘于罰」、中華書局本は「寘」字を「置」字に変えているが、写真版に従う。

④原文十三行目、中華書局本は「姑從輕將洪宗起」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①原文「借借」とは、本来民間において相い貸借することを指し、後には官による強制的な借り上げをも指すように

なった。ここは前者の意。詳しくは宮崎市定「借借の解」(『アジア史研究』四、東洋史研究会、一九六四年)参照。

②「表兄」とは、母の兄弟姉妹や父の姉妹(すなわち女系)の自分と同世代の男子つまり従兄(いとこ)を指す。

③「獄」とは、未決囚や争いの当事者などを拘留するための留置所を指す。宋代に限らず前近代の中国に、犯罪者を勞役に服せしめるための刑務所のごとき施設は存在しなかった。

【補説】

呉膺は借金担保に形式的には典契を作り典佃(質地小作)をすることにしておきながら、現実には土地を抵当に入れただけというのが実際のところであろう。それゆえ「于抱租之批、併与抱産」とあるように、土地の実際の管理経営を呉膺に委ねる形にしたのである。

(十) 争田業

蒙備坐倉臺行下孫・閭争田之説、委某究實。既親詣地頭供責、并參考兩家干照公據等。照得、閭丘輔之曾祖名紹、娶阿張爲妻。紹存日生二女、名四二娘・四四娘、遺腹生一男、名繼祖。是時阿張奉姑阿葉命、納胡喆爲接脚夫、撫養孤幼。不四年、胡喆又死。胡喆生二女、名胡四十娘・五十娘、亦早死。自後閭四二娘招蔡侑爲贅(二)、閭四四娘招曹叔訓爲贅、皆阿葉命

也。繼祖長成、娶阿曹、生一男、弟九十、名璿、尚幼而繼祖又死。阿張撫養璿復如初。淳熙年間、有族姪閭丘錡訴蔡份・阿張犯義事、籍記家業。未幾、阿張復陳于官、稱自夫喪後、主掌家計、鞠養兒女、實爲夫家增置田產、并爲男繼祖進納告身。今子歿孫在、祖母合與不合與孫同居。及子孫卑幼、祖父母・父母在、合與不合拘籍。官司以其歸閭丘家有年、而不離宗、遂給閭丘物業付阿張・阿曹掌管。以此觀之、阿張于閭丘有再世保抱之功。且考之百年公據、亦未見遺腹子非阿張生者、又未嘗見閭丘錡有訴孫大椿之文。今閭丘輔之詆毀曾祖母之惡、既斥不能守志、又謂遺子非其所出、且駕閭丘錡淳熙間所訴蔡份之事于孫大椿。彼之設爲此說、蓋謂後夫不當用前夫物業。殊不知彼之所說、乃遠年無憑之空言也。孫紹祖所執、乃數十年可考之契據。且以閭丘璿所賣之田言之、據孫紹祖實到慶元元年赤契、閭丘璿親書出賣石家渡等處水田五十畝、及桑園・陸地・常平等田、實有縣印・監官印及招稅憑由并朱鈔可考。輔之則曰、非乃祖親書、且出廢契、以比筆跡。據孫紹祖稱、曾于嘉定年間、將上件契內割出石家山田、賣與李文通、係是閭丘璿保契。又割大灣田、仍賣與閭丘璿爲業、已行推稅。豈有閭丘璿既賣復買、且爲保契、乃非其親書。輔之則稱、大灣之田因族錡再訴于官、孫紹祖歸其侵疆之半、和勸者只令作賣契書寫。乃索李文通契、果有閭丘璿保契書押、輔之實出赤契、亦果孫紹祖端行出賣、又已招回八畝稅色訖。及詢問其所謂和勸人、則曰已爲鬼籍、無從追問。夫如是、則官司只當以契據爲證。且閭丘璿主契之時年二十有三、又三十二年而後死、中間或保着、或

自賣、未聞有非親書之說。璿死又二十四年、若子若孫乃以爲非、可乎。方且出真僞莫辨之私約以爲證、然嘉熙閩丘錡所訴之狀、特一白紙耳、此外別無行移。孫大椿任狀貼說之約、并李大亨退田等約、並皆片紙、何所考信。且據佃戶等人供、皆稱佃孫氏之田、納孫氏之課。又以清射田地言之^(三)、將孫紹祖家淳熙十二年公據所具四至、參之輔之家淳熙八年官司給還物業地名公據、無一在者。輔之雖稱別有公文在曹至大家、然又累索不到、不過展轉。且自淳熙十二年至今、已經七十年、並皆孫大椿管業。閩丘璿自十八歲曉事、至死之日、凡三十七年、其時何不取索、必待璿死又二十四年、輔之父子方欲爭奪、可不可也。雖山間有一改葬廢穴、輔之指爲其曾祖紹不用之墳、然今已百年、無證可考。惟孫大椿清射據內、有閩丘家墳禁五字、然凡閩丘姓者皆是、未嘗專指爲閩紹之廢穴、亦詎容執此、遂以爲自己之地乎。大凡田婚之訟、惟以干照爲主。孫大椿請射買契、轉之爲倚恃、淳熙八年計知縣公據一宗爲張本、然參之胡氏請射之據、並無地名可考。至于其他片文隻字、又皆真僞莫辨也、其可哉。吁、忘祖母再世保抱之恩、而詆其惡、諱其父親書契約、以昧其真、是自訴其父祖、可謂于所厚者薄矣。論理婚田、自有年限、金科玉條、凜不可越。今其事幾百年、又皆陳迹、亦且奪于非所論訴之時、是無國法矣。然事之曲直、彰彰若此、而前所究實、例皆含糊、蓋畏其囂訟、惡其執持、先爲全身之計、故有不敢。愚謂天下未有盡職而獲譴者、以是敢極言之、上之人亦豈不能以燭其奸耶。若夫斫木件數、估計價直、已有羅主簿究實公案在、更不再恕。

〔一〕 自後閭四二娘招蔡侑爲贅 「自」字缺筆畫、據上圖校勘本補。

〔二〕 又以清射田地言之 「清」、按文義、作「請」是。後文「孫大椿清射據內」、亦當作「請」。

(十) 「争田業(田地を争う)」

倉台^①が送り下した孫と閭の土地争いの記録を(州が)詳細に書きだし、私に事実調査せよとの命令を受けた。既に自ら現地に行つて供述を取り、並びに両家の証拠文書・公文書等を突き合わせて検討した。

当面以下のこと判明している。閭丘輔之の曾祖父は名を紹^{しやうとめ}と言ひ、阿張を娶つて妻とした。紹が生存中に二女が生まれ、名を四二娘・四四娘と言ひ、遺腹で一男があり、名を継祖と言つた。この時阿張は姑の阿葉の命によつて胡喆^{こせつ}を接脚夫^{せつこ}に入れ、子供たちを養つた。四年ならずして胡喆も死んだ。胡喆に二女があり、名を胡四十娘・五十娘と言つたが、また早死にした。それから後閭四二娘は蔡侑を招いて贅婿^{しやく}とし、閭四四娘は曹叔訓を招いて贅婿としたが、いずれも阿葉の命によつたものである。継祖が成年に達し阿曹を娶り、通称弟九十、名を璿という一男を生んだが、その子が幼い内に継祖も死んだ。阿張は先に実の子を養つた時と同じように璿を養育した。

淳熙年間(一一七四―一一八九)、族姪の閭丘錡が蔡侑と阿張の不義を訴え、家業を籍記するといふことがあつた。^②問もなく、阿張もまた官に訴え「夫が死んで後、家計を主掌し、息子・娘を養育し、實際に夫の家のために田産を増やし、並びに息子継祖のために官職も買つてやりました。^③今子が死に孫がいますが、祖母は孫と同居すべきではない

のでしょうか、また子孫が幼く、祖父母・父母がいても、財産を没収すべきなのではないか」と言つた。官司は彼女が閭丘の家に嫁いで長年経ち、その家に留まっていることから、結局閭丘の家の財産を阿張・阿曹に与えて管理させた。この事からすれば、阿張は閭丘に二世代にわたる養育の功績があり、かつこれを百年間にわたる公文書によつて考えてみると、遺腹の子が阿張の生んだ子ではないという（ことを証拠立てる）ものはなく、また閭丘錡が孫大椿を訴えた訴状があるのを見たこともない。今閭丘輔之は曾祖母の悪行を譏り、守節を全うできなかったことを非難し、また「遺子（継祖）は阿張が生んだのではない」と言い、かつ閭丘錡が淳熙年間に蔡侑を訴えた事を、孫大椿を訴えたことにすり替えている。^⑦ 彼がでつち上げてこう言うのは、おそらく後夫は前夫の財産を用いるべきではないと思つているからであらう。しかし考えても見よ、彼の言つてゐることは、遠い昔の根拠のない空言である。

孫紹祖が拠り所にしてゐるのは、数十年にわたる参考に値する契約書である。しばし閭丘璿が売つた田について言へば、孫紹祖が提出した慶元元年（一一九五）の赤契によると、閭丘璿は「石家渡等の水田五十畝、及び桑地・陸地・^{はたけ}常平等の田を出卖する」と親書しており、（これが実物か否かを）考えるべき県の印・監官の印及び税負担の証明書並びに朱鈔^⑧が実際に付いてゐる。輔之はそれについて、「父が自書したものではありません」と言い、かつ既に無用となつた契約書を提出して筆跡を比較した。孫紹祖によれば、「かつて嘉定年間（一二〇八―一二二四）に、その契約書内から石家山の田を抜き出して、李文通に売りましたが、閭丘璿が契約の保証人となりました。また大湾の田を抜き出して閭丘璿に売与して彼の業とし、既に税の移動もしました。どうして閭丘璿が売つた後でまた買い、かつ契約の保証人になったのに自分で署名しないと言うことがありましようか」と言う。輔之はそれについて、「大湾の田は一族の錡が再度官に訴えた結果、孫紹祖が境を押した分の半分を返しましたが、和解を勧めた者が（返却する土地につき）売

契を作つて書かせただけのことです」と言う。そこで李文通の契約書を取り寄せてみると、確かに閭丘璿が契約保証人となつた花押があり、輔之が持つてきた赤契にもまた確かに孫紹祖が正式に出卖し、既に八畝の税を(璿が)引き受けたと書いてある。またそのいわゆる和解勧告人が誰かと(輔之に)問うと、「既に鬼籍に入っています」と言い、呼び出して尋問するすべがない。

さて、こうであれば、官司はただ契約書や公文書を証拠とすべきのみである。閭丘璿が契約を行った時、年は二十三歳で、それから三十二年後に死亡したが、その間に(他人の契約の)保証人になったり、自ら(土地を)売出したが、(それら契約書の署名が)親書ではないという話は聞いたことがない。璿が死んでまた二十四年、子や孫が親書ではないというのは、成り立つ話か。かつ、真偽が弁別できない私約を提出して証拠としているが、しかし淳熙年間に閭丘錡が訴えた時の訴状は、ただの白紙にすぎず、^⑩これの他に別に官庁間で(この訴状に関連して)やり取りした文書はない。孫大椿が訴状を出して説明するという契約書、^⑪ならびに李大亨が田を引き渡す等の契約書もみな片紙で、考慮し信憑するに足らない。かつ小作人等は皆「孫氏の田を耕し、孫氏の小作料を納めています」と言っている。また請射^⑫した田地に關して言えば、孫紹祖の家の淳熙十二年の官給文書に書いてある四至は、これを輔之の家の淳熙八年に官司が返還した物業の地名を書いた官給文書と照合すると、一つとして(同一の地名が)存在しない。輔之は「別に官給文書が曹至大の家にあります」と言うが、しかし何度出せと言っても提出せず、あれこれと言ひ逃れをしているに過ぎない。かつ淳熙十二年から今まで、既に七十年経っているが、ずっと孫大椿が管業してきた。閭丘璿は十八歳で家務を取り仕切り、死ぬまでにおよそ三十七年あつたが、その時どうして返すよう要求することがなかったのか。璿が死んで二十四年が経つた時点で、輔之父子が争い取り戻そうとするのは、できることではない。山間に

改葬した廃穴があるが、輔之はこれは曾祖父紹の使わなかつた墳墓であると言う。しかし今既に百年を経ており参考とすべき証拠がない。ただ孫大椿が請射した文書の中に「閭丘家墳禁」という五字があるのみだが、しかしおよそ閭丘という姓の者は皆これに該当し、専ら閭丘紹の廃穴を指すわけではなく、これを根拠に自己の土地だとすることなど容認できはしない。

およそ田土や婚姻をめぐる訴訟は、ただ証拠書類を主要な根拠にするのみである。孫大椿が請射し「官有地を」買った契約書は「閭丘家墳禁」の五字があるので、これを転用して（輔之の主張の）裏付けとし、淳熙八年の計知県の官給文書を（輔之の主張の）根拠としているが、しかしこれを胡氏が請射した官給文書と照合してみると、参考とすべき（同一の）地名が全くない。その他の片文隻字に至っては、皆真偽を弁ずることができない。これで主張を裏付けられると言うのか。ああ、（曾）祖母が二世代にわたり養育したという恩を忘れ、その悪行を譏り、その父自筆の契約を憚り疎み、その真実を隠すことは、自らその父祖を訴えることであり、手厚くすべき人に酷薄なことをしているというべきである^⑤。

婚姻・田土のことを裁判で争うには、自ずと年限がある^⑥。法律は厳然として違うことはできない。今本件はほぼ百年間に及び、またすべてが昔の事柄であり、更に裁判すべき時期を過ぎてから決着をつけようというものだが、これでは国法をないがしろにするというものだ。しかし事の曲直は以上のようにはっきりとしているのに、以前に事実究明をした担当官は、一様に皆曖昧な判決を出している。おそらく彼らが五月蠅く喚き訴えるのを畏れ、彼らが頑迷に主張を変えないのを嫌い、先に保身の計をなしたが故にあえて徹底究明をしなかつたのであろう。天下にはこれまで職務を全うして譴責を受けた者はいない、と私は思う。このことから敢えてこうした事態を極言すれば、上に立つ人

もまた前任者達の悪賢さを見抜くことができるはずである。

本を切った件数、それを値積もりした価格については、既に羅主簿が事実調査した書類がある。これ以上は寛恕しないぞ。

【校勘】

①原文一行目、七行目、十四行目及び二十二行目、中華書局本は「並参考……」、「並為男……」、「並朱鈔……」及び「並李大亨……」とするが、「並」字が写真版ではすべて「并」。写真版に従う。

②原文十五行目、「乃祖」は字形の相似から「父祖」の誤りであろう。

③原文十五行目、写真版の「加定年間」を中華書局本は「嘉定年間」に改めているが、注記はない。

④原文二十二行目、「嘉熙間」とあるが「淳熙間」の誤りであろう。「淳熙年間」に閻丘錡が阿張と蔡侑の不義を訴えたとあり、閻丘錡の訴えは淳熙八年に籍記した家業が給還されるより前である。「嘉熙間」を嘉熙の元年(一一三七)としても淳熙八年から数えて五十六年あり、閻丘錡が六十年ほど後に再び何かを訴えたとは考えにくい。

⑤原文二十五行目、「輔之雖称別有公文……」の「別」字は写真版では「則」。中華書局本は上図校勘本によって「別」字に改めているが、注記はない。

⑥原文三十行目、中華書局本は「軫之為倚恃淳熙八年……」とするが、原文のように改めた。

⑦原文三十二、三十三行目、中華書局本は「論理、婚田自有年限」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①「倉台」とは、北宋では提舉常平広惠倉司、南宋では提舉常平茶塩司等の常平司の簡稱。北宋の熙寧年間から各路に置かれ、置廢を繰り返しながら一路の經濟や兩税以外の各種の税収を司り、州県官の監察も行った。本件と関係する業務としては、官有地（戸絶田や没官田など）の出售を行っており、それゆえ本件でも請射した「常平田」が現れるし、この常平田との関わりで本件が一旦は常平司まで送られ、再び県へ差し戻されたのである。倉台につき詳しくは賈玉英『宋代監察制度』（河南大学出版社、一九九六年）参照。

②原文「備坐」については、かつて「備さにつき従う」という訳語を与えたことがあるが（「梅原郁訳注『名公書判清明集』訂誤」『名古屋大学東洋史研究報告』一二号、一九八七年）、これは誤りであつて、「備細開坐」とする梅原氏の説（本訳注「はしがき」前掲の梅原氏の訳注一八六頁）に従う。

③「接脚夫」とは、寡婦が再婚に当たつて（初婚の家に）迎え入れた後夫を言う。

④「贅婿」とは、娘が生家に迎え入れた夫＝婿を言う。前掲注釈③とともに通常の婚姻形態と異なる故に、単に夫といわずに特別の呼称を用いる。詳しくは前掲①の注釈②滋賀著書六一一頁以下参照。

⑤「籍記」とは、官への没収に備えて家産を帳簿に記録することを言う。

⑥原文「進納告身」。宋代に糧食や現錢を政府に納める、すなわち「進納」すると、その額に応じて官職を与えることが行われていた。いわゆる買官である。「告身」とはその任命書。

⑦原文「駕」字は、「嫁」字と音通で「転嫁する、移し替える」という意味であろう。

⑧原文中に「胡氏請射之掇」とあるように、胡喆は閭丘の家産を用いて常平田を請射している。しかしこれは違法行為ではなかった。当時、寡婦に財産を継承すべき子孫などがおらずに接脚夫を迎えた場合、妻は前夫の宗を離れた

ものとして家産は戸絶(家内に男子もその妻もいない状態)として籍記し、妻生存中は妻が管理し、妻の没後は官に没収するという法が存在した。『宋会要輯稿』食貨六一、民產雜錄、天聖元年(一〇二三)八月二十八日条に、婦人夫在日、已与兄弟伯叔分居、各立戸籍之後、夫死、本夫無親的子孫及有分骨肉、只有妻在者、召到後夫、同共供輸、其前夫莊田且任本妻為主、即不得改立後夫戸名。候妻亡、其莊田作戸絶施行。とあり、『清明集』卷八、戸婚門、戸絶「夫亡而有養子不得謂之戸絶」に、

寡婦無子孫并同居無有分親、召接脚夫者、前夫田宅經官籍記訖權給、計直不得五千貫。其婦人願歸後夫家、及身死者、方依戸絶法。

とある。ただ阿張には閭丘紹の子継祖がおり、従って戸絶ではなく、右の法の適用は受けない。詳しくは前掲(一)の注釈②滋賀著書六一八頁以下参照。

⑨「監官」とは、「監当官」の略。監当官とは各種の専売や商税など財政や税収に関わる事務を担当する官で、中央政府から州県に到るまで各種の監当官が置かれていた。

⑩「朱鈔」とは、官印を受けた納税証明書を言う。正式名称は輸納税租鈔。詳しくは周藤吉之「宋代における税租鈔」(一九六六年原載、『宋代史研究』東洋文庫、一九六九年所収)参照。

⑪宋代には緊急、重要な事件など一定の条件を付して、何も書いていない白紙の訴状を提出することが許されていた。詳しくは平田茂樹「南宋裁判制度小考―『朱文公文集』「約束榜」を手掛りとして―」(『集刊東洋学』六六号、一九九一年)参照。

⑫原文「孫大椿任狀貼説之約」とは、具体的に何に関してのことなのか不明である。

⑬「請射」とは、官有地の払い下げが行われる際に、土地を指定して払い下げを願ひ出ることを言う。

⑭これが淳熙年間に籍記した家産を官が閭丘家に給付した時の公文書である。

⑮『孟子』卷二三、尽心章句上に「孟子曰、於不可已而已者、無所不已、於所厚者薄、無所不薄、其進銳者其退速」とあるのが出典。岩波文庫本の小林勝人訳『孟子』（一九七二年）では、関係部分を「十分に手厚くすべき事柄を平気で手を抜く者は、どんな事でもやはりまた手を抜いてしまうものだ」と訳す。

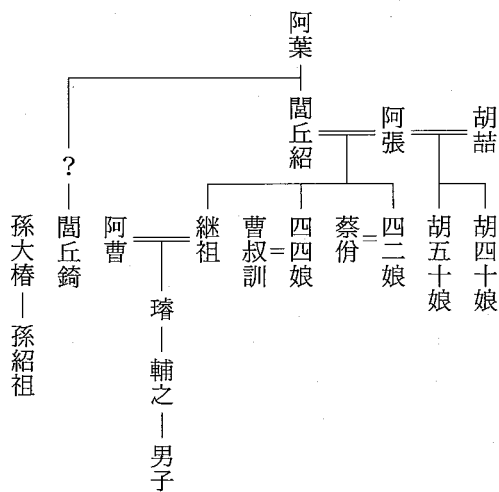
⑯前掲(一)の注釈④参照。本文からすれば本条は宝祐三年（一二五五）頃に書かれたものだが、この時の出訴期間が二十年であつたか十年であつたかは不明である。

【補説】

本条の土地争いをめぐる具体的な状況はなお不明な点が残るが、争いはおよそ二つに分けられる。「常平田」が契内に見えることから、胡喆が請射した土地を含む閭丘家の土地の一部が慶元元年に閭丘璿によつて孫紹祖に売され、それをめぐる争いがひとつ、淳熙十二年に孫家が請射した土地の一部が、淳熙八年に官が籍記した家産を閭丘家へ給還した際の土地と重なるか否かがひとつ、と考えられる。次に、淳熙年間、おそらくは淳熙六、七年になぜ閭丘の家産が籍記されたのだろうか。阿張と蔡侑の不義密通を原因として籍記されたのではないことは明らかである。なぜならそうした法は存在しないからである。謀反などの特別な犯罪による場合を除けば、籍記の対象となるのは、孤児が幼く官が代わつて家産を管理する場合、右の注釈⑧に記した場合、それと戸絶の場合である。淳熙六、七年には阿張の訴状などに見られるように閭丘家には少なくとも阿張、阿曹、璿がおり戸絶ではない。しかもこの時阿張はかなりの年齢に達していたはずである。従つて閭丘錡の訴えは、閭丘紹が死ぬ以前に蔡侑と阿張に不義が

あり、繼祖は蔡份の子であつて閭丘紹の子ではないという点にあつたと思われる。輔之が曾祖母を非難し、繼祖は阿張の子ではないと主張したのもこの点と関係しよう。繼祖が閭丘紹の子でないとすれば閭丘家は戸絶であり、官は一旦それを認めて籍記したのであらう。

本条の關係図は以下の通り。



(二) 爭業以姦事蓋其妻

近準憲臺送下孫岑狀、論孫達善·孫斗南等爭園地、使府帖押下孫斗南·王氏、論孫達善奸亂、及朱氏理孫斗南重疊交易園事。照得、爭業當論契照先後、爭奸當論蹤跡虛實。孫斗南與孫蛻·孫岑、親叔父也、與孫蘭·孫元善·孫達善、親堂兄弟也、與孫彥烈、遠族人也。爭業既非、況誣以亂倫乎。何族義之薄如此。孫斗南初以園地一角三十步賣與叔孫蛻、乃紹定四年、契書分曉。孫斗南妄以吐退爲辭、于紹定六年重賣與叔孫岑男孫蘭、可乎。孫斗南再以園地二角·草屋三間典叔孫岑男孫蘭、乃紹定五年作林知府名交易、隨即改正印契、自合典至賣、就孫蘭併根爲正、孫斗南輒于紹定六年併根與叔孫蛻、可乎。此歲月先後重疊、是非不辨而明矣。孫蛻身故、其業乃男孫元善得之、遂與孫蘭爭訟到官。孫元善之母朱氏又訟孫斗南交爭無禮。孫斗南無以蓋壓其罪、而妄訟興焉。徑經郡、訟孫元善之弟達善與妻王氏有姦、姦從夫捕、當究其實可也。今孫斗南非得之親見、止憑信族兄孫彥烈之說、執以爲是。及孫彥烈供證、略不知姦通之跡、王氏供對、以絕無姦濫之情。事涉曖昧、蹤跡不實、輒以姦誣人、可乎。蓋孫斗南愚蠹之甚、如一木偶人。動爲族人所役、命之重疊交易、則書契重疊、雖親族失業、殊不之恤、使之誣告姦濫、則入狀誣告、雖妻室受辱、亦不爲耻、遂致一家兄弟、皆陷爲不義不法之舉。其罪殆不容恕。今仰孫元善管佃園地一角三十步、孫蘭管佃園地二角·草屋三間、孫達善·

王氏並無姦狀、併孫彥烈放。孫斗南從輕勘杖八十、監重疊交易錢三十四貫還孫蘭、一十貫還孫元善、庶得允當。仍備申使府及憲臺照應。

(四) 「爭業以姦事蓋其妻（業を争い、姦通事件で其妻に罪を着せる）」

近頃、憲台^①が孫岑の訴状を送り下し、孫元善・孫斗南等が園地を争っていることを論じた件、知府が帖文を下し、孫斗南・王氏の身柄を護送して来て、孫達善の姦通を論じた件、及び朱氏が孫斗南は園地を二重売りしたと言いつている件、を受領した。

当面以下の点が判明している。業を争う事件は契約書の（時間的）前後を問題とし、姦通事件はその事実があったかどうかを問題とせねばならない。孫斗南にとって、孫蛻・孫岑は（父方の）実の叔父であり、孫蘭・孫元善・孫達善は（父方の）実の従兄弟^{いとこ}であり、孫彥烈は遠い親戚である。（一族内で）業を争うことはもとより良くないことであるのに、姦通と誣告するとは何たることか。一族の誼^{よしみ}はなぜにこうまでも薄いのか。

孫斗南は初めは園地一角三十歩を叔父の孫蛻に売ったが、それは紹定四年（一二三一）で、契約書は明瞭である。

孫斗南は（孫蛻が）退贖したと言いつくろい、紹定六年に重ねて叔父の孫岑の息子孫蘭に売ったが、こんな事が許されようか。孫斗南は更に園地二角・草屋三部屋を叔父の孫岑の息子孫蘭に典与したが、それは紹定五年に林知府の名義で取り引きしたもので、すぐに印契を書き改め、典を売とし、孫蘭に根を併せて売却した^②。ところが孫斗南は紹定

六年には根を併せて叔父の孫蛻に売与したが、こんな事が許されようか。これは歲月が前後した二重取り引きであり、是非は弁ぜずして明らかである。孫蛻が死に、その業は息子孫元善のものとなったが、遂には孫蘭と争い官に訴えるに至った。孫元善の母朱氏もまた孫斗南が交々争い礼を失していると訴えてきた。孫斗南はその罪を覆い隠せず、それででつち上げの訴えが興つたのである。(孫斗南は)直ちに府に孫元善の弟達善と(斗南の)妻王氏が姦通したと訴えたが、姦通は夫が姦通の相手を捕らえ、その事実を究明すればよいのである。今孫斗南は姦通の現場を自ら見たわけではなく、ただ族兄の孫彦烈の言葉を信じて、姦淫は事実だと言っているに過ぎない。また孫彦烈の供述では、「姦通があつたかどうかよく知りません」と言い、王氏の供述では、「姦通した事実など全くありません」と言っている。事情は曖昧で姦通には確証がないのに、妄りに姦通したと人を誣告するのは、許されることではない。

恐らく孫斗南は極め付きの愚か者で、木偶の坊のような男なのだ。往々族人の言いなりになり、これに二重取り引きを命じれば、二重に契約書を書き、親族が業を失つても特別憐れむこともなく、これに姦通があつたと誣告させると、訴状を出して誣告し、妻が侮辱を受けても恥とも思わず、遂には一家の兄弟が皆不義不法の行いに陥ってしまう結果を招いた。その罪はほとんど許し難い。

今命じて、孫元善に園地一角三十歩を管佃させ、孫蘭に園地二角・草屋三部屋を管佃させる。孫達善・王氏は姦通という事実は全くなかつたので、孫彦烈とともに釈放する。孫斗南は刑罰を軽減して杖八十を科し、二重取り引きの錢を強制的に徴収し、三十四貫を孫蘭に、一十貫を孫元善に返済させる。こうすれば妥当な処置とならう。なお知府及び憲台に詳細に上申し照会して頂く。

【校勘】

①原文一、二行目、中華書局本は「近準憲台送下孫岑狀論孫達善・孫斗南等爭園地、使・府帖押下孫斗南・王氏論孫達善奸乱、及朱氏理孫斗南重疊交易園事」とするが、上図校勘本に従って原文のように改めた。その理由のひとつは、姦通事件に關しては王氏は被告側におり、原告孫斗南とともに孫達善を訴えているわけではないからである。

また、憲台まで到った案件は孫岑の訴えた件だけで、あとの二件は府から差し戻されたと考えられる。

②原文一行目、初出の「孫達善」は「孫元善」の誤りであろう。孫達善は園地の争いとは無関係である。

③原文六行目、「自合典至売」は「自正典至売」ではないか。ここは「自く至く」という構文であるから、「合典」では理解できない。

④原文十五行目、中華書局本は「并無姦狀」とするが、写真版は「並無姦狀」。写真版に従う。

⑤原文十六行目、「庶得允當」の「庶」字は写真版では「克」。中華書局本は上図校勘本によって原文のように改めているが、注記はない。

【注釈】

①「憲台」とは、「提点刑獄司」の簡稱。長官たる提点刑獄公事を筆頭に、一路の刑獄のことを司った。

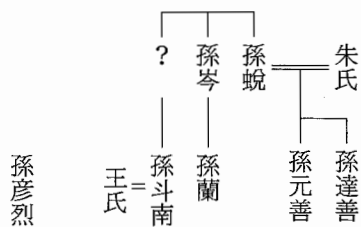
②原文「併根為正」とは、回贖権（＝「根」）を併せてまゝと売る（＝「為正」。正は「整」に同じ）ことを言う。

「根」とは「田根」に同じで、田土が典によつて典主の使用収益される部分と、業主に回贖権として留保されている部分（＝「根」）とに分けて觀念されていたことを示す。本来債権であるところの回贖権が南宋代に物権化したことはかつて論じたことがある。高橋芳郎「宋代官田の『立佃交佃』と『一田兩主制』」（『東北大学東洋史論集』四輯、

一九九〇年）参照。

③『慶元条法事類』卷八〇、雜門、諸色犯姦、捕亡勅に「諸妻犯姦、從夫捕」とある。妻の姦淫罪は、夫が現場で相手の男を捕まえてはじめて証拠能力を持つ（夫以外の者が捕まえても不可）という意味である。

本条の關係図は以下の通り。



(三) 僞批誣賴

葉岩峰

吳五三、卽吳富也、其父吳亞休以田五畝三角一十步、典與陳稅院之父、涉歲深遠。吳五三同兄弟就佃、遞年還租無欠。近三四年間、兄弟皆喪、吳五三獨存、遂萌意占種、不償租課、却稱故父已贖回訖、有批約可證。陳稅院屢狀陳訴、吳五三詞屈理短、憑鮑十九等求和、自認批約假僞、甘從改佃、有狀入案、卽移與繆百六種。秋事告成、吳五三復強割禾稻、反論陳稅院不合就南山律院勒從和退佃、又不合經尉司論訴強割、追人搔擾、欲以此爲陳稅院強占田之罪。殊不知既有交爭、何害和對、既相詞訟、寧免追呼。此皆枝蔓之辭、若夫產業之是非、初不在是。看詳案牘、見得吳五三捨理而靠勢、陳稅院恃理而憚勢、當職詎肯屈理以徇勢、必惟其是而已。今以吳五三之砧基・批約與陳稅院之契書・租割參攷其故、真僞易見、曲直顯然。大抵砧基當首尾全備、批約當筆跡明白、歷年雖久、紙與墨常同一色、苟有毫髮粧點欺僞之狀、曉然暴露。今吳五三賣出砧基止一幅、無頭無尾、不知爲何人之物、泛然批割、果可憑信乎。吳五三所執批約二紙、煙塵薰染、紙色如舊、字跡如新、公然欺罔、果可引乎。此吳五三虛妄一也。陳稅院執出吳亞休契、併繳上手赤契、出賣乃嘉泰二年八月、于當年投印管業、割稅入戶、三十餘年矣。吳五三輒稱其父亞休已于嘉泰元年贖回、所執陳稅院父陳解元退贖兩批、皆是嘉泰元年八月十二日內書押。陳解元身故多年、筆跡是否、固不可辨、但以批約驗之契書、

豈有二年方交易、元年預先退贖、其將誰欺。容心作偽、殊不計歲月之訛舛、此吳五三虛妄二也。吳朝興・吳都正・吳富・吳歸卽是親兄弟、吳富卽是吳五三、復同共立契、將上項田根于嘉定八年併賣與陳稅院之父、印契分明、吳朝興等復立租割佃種、亦二十餘年矣。契內之兄弟商議、賣故父亞休所典之田、領錢充分曉。父典于其先、子賣于其後、尚復何辭。今吳五三輒稱父已贖回、非詐賴而何。此吳五三虛妄三也。吳五三自知典賣田根已久、假撰批約有罪、不免強詞以誑人、始捏其田典與曹寺丞宅。及陳稅院執出曹宅回簡云、不曾干預此田、其計已窮、遂憑曹八主簿一紙榜文、白占田畝。但知借勢以爲援、不知背理而難行。豈有正當之契書、反不若假偽之文約。稍有識者、悉知其非、不然、則闔邑之產業、皆可強奪、盡相牽而爲偽矣。此等惡徒、不可不正其罪。吳五三勘杖八十、毀抹偽批及原用砧基附案、仍監還田租。仰陳稅院照契管業、從便易佃。餘人並放。

(註)「偽批誣賴（偽造した批約で人を騙し陥れる）」

葉岩峰

吳五三はすなわち吳富である。その父の吳亞休は田五畝三角一十歩を陳稅院^②の父に典与したが、それから長い年月が経っている。吳五三は兄弟とその田を小作し、毎年欠かさず小作料を納めていた。最近三、四年間に兄弟は皆亡くなり、吳五三が一人だけ生きているが、遂にその田をわがものにしようと思ひ立ち、小作料を納めず、逆に「死んだ

父は以前にこの田を回贖しており、証拠となる批約があります」と称した。陳税院が何度も訴状を出して陳述するや、呉五三は言葉に窮し道理が通らず、鮑十九等に頼んで和解を求め、自ら批約は偽造だと認め、甘んじて小作人を代えることに同意し、それを書いた書状を本件担当係に入れて、直ちに小作人を繆百六に代えた。

秋の收穫の時期になると、呉五三は今度は稲を力ずくで刈り取り、逆に「陳税院は不当にも南山律院^③で和解して小作を止めるよう強制し、更に不当にも県尉の役所に(私が)力ずくで稲を刈ったと告訴し、関係者召喚で騒ぎを引き起こしました」と訴え、これを以て陳税院に田を実力で占拠したという罪を着せようとした。よく考えて見よ、互いに争いがあるからには和解があつて当然であり、互いに訴えるからには召喚は免れないものではないか。これはみな本質を離れた言い掛かりであり、田地が誰のものかといったことは、ここには全く含まれていない。

一件書類を調査してみると、呉五三は道理を棄てて威勢を頼みとし、陳税院は道理を頼みとして威勢を憚っていることが見て取れる。私は道理を曲げて威勢に従うことなどできるはずもなく、何が正しいかを思うのみである。

今呉五三の砧基簿・批約と陳税院の契約書・小作契約書を以て争いの縁由を考えてみると、真偽は見やすく、曲直ははっきりとしている。およそ、砧基簿は(表紙から裏表紙まで)前後の部分が全部揃っているべきであり、批約は筆跡が明白であるべきであつて、長い年月を経ても紙と墨とは常に同一の色で、仮に少しでも手を加えたり偽造すれば、明白に現れ出るものである。今呉五三が持ってきた砧基簿は一枚だけで前と後(の頁)が欠けており、誰のものかも分からず、誰が書いたか知れない土地の移動に関する書き込みは、果たして信憑できるものではない。呉五三が頼みとする批約二枚は煤け汚れたもので、紙色は昔のもののようにだが字跡は最近のもののように、公然と人を欺くものであつて、果たして採用できるものではない。これが呉五三の嘘偽りの第一である。

陳税院が証拠として提出した呉亞休の契約書と、併せて提出した前所有者の赤契では、出典は嘉泰二年（一二〇二）八月で、当年に官印を受けて管業し、税を自分の戸に移し、既に三十余年になる。呉五三は「父亞休は既に嘉泰元年に回贖しており、私が証拠とする陳税院の父陳解元が退贖を記した二枚の批約は、どちらも嘉泰元年八月十二日の署名です」と言う。陳解元は死んで長年経っており、筆跡の是非はもとより弁別できないが、批約を契約書と引き比べてみると、（嘉泰）二年にはじめて取り引きしているのに、元年に先んじて退贖するなどということがあろうか。誰も騙せはしないぞ。注意深く偽造しても、歲月の間違いを全く計算に入れていない。これが呉五三の嘘偽りの第二である。

呉朝興、呉都正、呉富、呉帰は実の兄弟であり、呉富は呉五三で、皆一緒に契約を立て、上述の田の田根^⑦を嘉定八年（一二一五）に陳税院の父に一括して売却しており、印契は明白である。呉朝興等はまた小作契約書を立てて耕作したが、それからまた二十余年になる。契約書内に署名した兄弟が相談し、死んだ父亞休が典した田を売り銭を受け取ったことは極めてはっきりしている。父が先に典し、子が後に売ったことに対し、なおまた何をか言わんや。今呉五三は「父は既に回贖しました」と言っているが、これは人を騙し陥れることに他ならない。これが呉五三の嘘偽りの第三である。

呉五三は田根を典売して既に久しく、批約を偽造することは有罪であることを自ら知っていたので、無理な訴えをして人を騙すしかなく、始めはその田は曹寺丞宅^⑧に典したとでっち上げた。陳税院が曹宅からの返信に「かつてこの田に関わったことはない」と書いてあるのを持ち出すや、呉五三の計略は窮まり、遂には曹八主簿^⑨の一枚の榜文^{ふだふみ}を頼みに、田畝を占拠した。ただ威勢に借りて援護と為すを知るのみで、道理に背いては行い難いことを知らない。正式

の契約書があるのに、それが逆に偽造の文約より信憑性がないなどということがあろうか。やや知識ある者は皆そうではないことを知っており、そうでなければ県下の土地はみな強奪でき、尽く次々と偽造が行われてゆくであろう。これらの悪人はその罪を正さないわけにはゆかない。呉五三は杖八十を料し、偽造した批約及びもと（証拠として）用いた砧基簿に無効の印を付けて一件書類に入れ、なお小作料を強制して納入させよ。陳税院に命じて契約書通りに管業し、好きなように小作人を代えさせる。その他の者はすべて釈放せよ。

【校勘】

- ①原文八行目「租筭參攷基故」、中華書局本は「攷」字を「考」字に変えているが、写真版に従う。
- ②原文九く十行目、中華書局本は「苟有毫髮粧點、欺偽之状曉然暴露」とするが、原文のように改めた。
- ③原文十行目、「果可引乎」の「可」字は写真版では「何」。中華書局本は「可」字に改めるも、注記はない。
- ④原文十二行目、原文は「出賣」とあるが、ここは「出典」でなければならぬ。
- ⑤原文十二く十三行目、中華書局本は「割税、入戸三十餘年矣」とするが、原文のように改めた。
- ⑥原文二十行目、「始捏其田典與……」の「捏」字は写真版では「知」。中華書局本は上図校勘本に従って「捏」字に改めているが、注記はない。

【注釈】

- ①「批約」とは、書き込みをした契約書である。土地の一部を典に出したり、典に出した土地を回贖したといった移動や変更があった場合に、元の契約書に書き込みを入れて証拠とする。

②「税院」とは、本来は「都商税院」の略称。臨安の商旅・廊店の商税等の徴収を司る役所で監官三名が置かれたから、陳税院はその監官の一人であったか、あるいは税院勤務の公吏を税院と称したのかも知れない。

③「南山律院」とは、臨安の南山地区にあった寺院の略称と考えられるが、未詳。

④原文「尉司」とは、「県尉司」すなわち県の警察を担当する県尉の治所を言う。

⑤原文は「所執」「執到」「執出」など本書には「執」字が頻出する。「執」とは「手に持つ」ことが原義であろうが、証拠文書などを裁判の際に官に持つてくるのは自己の主張に有利と判断したのためにほかならず、それゆえ「証拠」とする「依拠する」という意味が「執」字に含意される。現代中国語の「執照」の「執」に同じである。本訳注では「執」字に一定の訳語を当てず、文脈に応じて使い分けている。

⑥「解元」とは、科擧の地方試験である解試の首席及第者を指すが、単なる尊称としても用いる。ここはいずれか不明。

⑦「田根」については、前掲(二)の注釈②参照。

⑧「寺丞」とは、太常寺や宗正寺など九寺に置かれた官名で、長官・次官を補佐する役目を負った。

⑨「主簿」とは、一県の事務を統括する県官の官名である。

【補説】

曹八主簿の榜文がどのようなものであったかが不明なので、呉五三がなぜ田畝を占拠できたかも不明である。可能性があるのは、榜文は入務を告げるもので、これによって裁判が中止され、現占有者の呉五三が田畝を占拠できたのではないかということである。『宋会要』刑法三—四六に、「准紹興令、諸鄉村以二月一日後入務、応訴田宅婚姻負債者、勿受理、十月一日後為務開」とあり、二月一日以降九月三十日まで、農民に関わる田宅などの争いをめ

ぐる訴状は、農業生産を維持するために受理されず、裁判も中止される。詳しくは高橋芳郎「務限の法と茶食人―宋代裁判制度研究（一）―」（『史朋』二四号、一九九一年）参照。

（三） 訴姪盜賣田

吳恕齋

華綱・華緯及其子惟德・惟忠、紹定二年至嘉熙三年、前後十契、將田六畝有奇、正典斷賣與陳舜臣爲業、並已經官投印。華綱・華緯死、陳舜臣亦死、而華大成者、乃以爲故祖華詠遺下未分之田、訴其姪惟忠・惟德瞞昧盜賣與陳舜臣之子可久。縣追各人供對、大成則曰、此係故祖華詠遺下未分之田、惟德・惟忠則曰、此係故父華綱・華緯自己分受之田。官司于此且合追索兩家干照、究證是與不是未分之田、則曲直予奪瞭然矣。夫何含糊于已分・未分之間、依阿乎有分・無分之說、但令華大成備二畝價錢、于可久家撥贖二畝。惟其是非未明、此大成望蜀之心、獨不止于得二畝、可久全璧之意、又未忍于割二畝、其訟所以不已也。要之、撥二畝之說未爲至當、而已分・未分之爭合與究竟。使其果是未分之田、則華詠生四子、祖業作四分、此田合四分分贖、豈止大成一分可贖二畝而已。照得、華詠四子、先分析于開禧二年、華綱・華大成兄弟又分析于嘉定年間、何爲已分析三十年、而尚有未分之田邪。又何爲不爭訴于三十

年前華綱未死之日邪。又何爲諸分不爭、而一分獨爭邪。此田謂之未分、官司何所憑據。若曰故祖遺下未分之田、則必有衆存文約、又必有各分分書、互載可照。所合索上究證、則無者不得盡其辭矣。但兩爭干涉人衆、若一一追到府、恐成煩擾。欲送富陽縣、詳所擬、追索干照、從公結絶。限五日申。

(五) 「訴姪盜売田（姪が田を盜売したと訴える）」

吳恕齋

華綱・華緯及びその子惟徳・惟忠は紹定二年（一二三二）から嘉禧三年（一二三九）までに、前後十枚の契約書で田六畝余りを陳舜臣に典し断売して彼の業とし、すべて既に（契約書を）官に届けて官印を受けた。華綱・華緯が死に陳舜臣もまた死亡したが、華大成なる者は（その田は）死んだ祖父の華詠が遺した家産分割前の田であるとし、「私の姪の惟忠・惟徳が陳舜臣の子可久に事実を隠して盜売しました」と訴えた。県が各人を召喚して供述させると、大成は「これは死んだ祖父の華詠が遺した家産分割前の田です」と言い、惟徳、惟忠は「これは死んだ父華綱・華緯が自ら相続した田です」と言った。

官司は、こうした場合は、両家の証拠文書を取り寄せ、これが家産分割前の田なのか否かを究明すべきであつて、そうすれば曲か直かの決定ははっきりとしたものとなる。（県は）どうして家産分割前かそうでないのかを曖昧にし、持ち分権がある、いや無いという主張の言いなりになり、しかし（結局）華大成に二畝の価錢を準備させ、可久の家

から二畝を取り出し回贖させたのか。ただに是非が未だ明らかでないがために、大成の望蜀の心は二畝を取得するに止まらず、可久の全璧の意^②もまた二畝を割出するに忍びず、この訴訟はそれゆえ止むことがない。つまりは、二畝を取り出すという（県^③）考えは未だ至当なものではなく、家産分割後か分割前かという争いは徹底究明しなければならぬのである。もしもそれが確かに家産分割前の田であれば、華詠には四人の息子がおり家産は四分割したのであるから、この田は四人の相続人がそれぞれに回贖すべきであつて、大成の相続分として二畝を回贖すればよいというものではない。

当面以下のように判断する。華詠の四人の息子は先に開禧二年（一二〇六）に家産分割し、華綱・華大成兄弟もまた嘉定年間（一二〇八～一二二四）に家産分割しているが、どうして家産分割して既に三十年経つのに、まだ家産分割していない田があるのか。またどうして三十年前の華綱がまだ生きている時に訴え争わなかったのか。またどうして他の相続人が争わないのに、一人の相続人だけが争っているのか。（県^③）この田は家産分割前だと言うが、官司は何を根拠としているのか。もし「死んだ祖父が遺した家産分割前の田です」と言うとするれば、必ず家産分割前の財産であることを取り決めた証文があるはずであり、また必ず各相続人の家産分割文書もあるはずで、互いの記載を照合できよう。それらを提出させて究明すべきであり、提出しない者はその言い分を最後まで主張させてはならない。ただ当事者双方の関係者は多く、もし一人一人府に呼び出せば恐らくは面倒なことになるであろう。

富陽県^④に本件を差し戻し、ここに述べたところを詳細に検討し、証拠文書を取り寄せて、公平に決着をつけさせる。五日以内に上申させよ。

【校勘】

①原文二行目、中華書局は「并已經官投印」とするが、写真版は「並已經官投印」、写真版に従う。

②原文十三行目、中華書局本は「詳所擬追索干照」とするが、原文のように改めた。

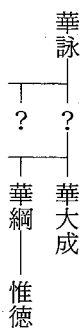
【注釈】

①「望蜀」はあまりに人口に膾炙しているが、「得隴望蜀」「平隴望蜀」の略で、飽くなき欲望を言う。『後漢書』列伝第七卷「岑彭伝」に、「勅彭書曰、両城若下、便可將兵南擊蜀虜。人苦不知足、既平隴、復望蜀。每一発兵、頭鬚為白」とあり、後漢の光武帝が岑彭に勅書を送って蜀の攻撃を命じた際に、岑彭が「足るを知らないのは困ったものだ、既に隴（甘肅）を平定し、今度は蜀（四川）を攻め取ろうとするとは」と嘆じた故事に因む。

②「完璧」とは、「完璧」に同じで欠損がないこと。『史記』列伝第二卷「廉頗・藺相如伝」に、「相如曰、王必無人、臣願奉璧往使。城入趙、而璧留秦、城不入、臣請完璧歸趙」云々とあり、戦国趙の恵文王に仕えた相如が璧玉を持って秦に使いし、使命を果たして璧玉を持ち帰ったという故事に因む。

③「富陽県」は、臨安府下の県で府の南西に位置する。

本条の関係図は以下の通り。



『名公書判清明集』卷六 戸婚門 訳注稿(その二)

「華緯——惟忠
? ?

陳舜臣——可久

(本稿は平成十一年度科学研究費 基盤研究(C)(2)による研究成果の一部である)